

579

365

579

365

社會調查資料 (第十輯)

本府に於ける兒童保護事業の概況

東京府學務部社會課



凡例

發行所寄贈本

本書は最初に事業の内容を明かにする爲、児童係の沿革並に目的、取扱児童の種類、児童の發見並に保護方法、保護施設等に就て述べ、次に児童係が大正九年四月より昭和四年十二月までに取扱ひたる不良浮浪児童、長期缺席児童、乳幼兒、精神薄弱児童、無籍児童、病兒、虐待待兒童等四千九百八十一名に就て、各種児童の年度別性別年齢別取扱數、保護處置、保護結果の三項目に就て集計し、これに簡單なる説明を附し、次に児童係が個別的保護をなす傍ら行ひたる集團的調査の概略を述べ、最後に取扱児童の實例七篇を輯録する



昭和五年六月

東京府學務部社會課



579-365

# 本府に於ける児童保護事業の概況

## 目次

- 一 事業の内容.....一
- 1 児童係.....一
  - (1) 沿革.....一
  - (2) 目的.....二
- 2 取扱児童の種類.....二
- 3 児童の發見竝に保護方法.....二
  - (1) 乳幼児の發見竝に保護方法.....三
  - (2) 不就學及長期缺席児童の發見竝に保護方法.....三
  - (3) 不良浮浪児童の發見竝に保護方法.....四
  - (4) 身心異常児童の發見竝に保護方法.....四
  - (5) 勞働児童の發見竝に保護方法.....四



昭和五年六月



東京府立児童館蔵本

4 保護施設……………五

(1) 感化院……………五

(2) 児童研究所……………六

(3) 児童一時保護所……………七

(4) 乳幼児晝夜保育所……………七

(5) 母子收容所……………八

(6) 貧困児童就學奨励資金……………八

(7) 少年職業相談所……………八

二 取扱児童の保護経過に就て……………八

1 不良浮浪児童……………九

(1) 年度別性別年齢別取扱數……………九

(2) 保護處置……………九

2 長期缺席児童……………一四

(1) 年度別性別年齢別取扱數……………一五

(2) 保護處置……………一七

(3) 保護結果……………二〇

3 乳 幼 兒……………二五

(1) 年度別性別年齢別取扱數……………二六

(2) 保護處置……………二六

(3) 保護結果……………三三

4 精神薄弱児童……………三六

(1) 年度別性別年齢別取扱數……………三六

(2) 保護處置……………三九

5 その他の児童……………四二

(1) 性別年齢別取扱數……………四二

(2) 保護處置……………四三

三 集團的調査……………四五

四 取扱児童の實例……………四七

或る少年の話……………四七

自首して歸國するまで……………四五

取 扱 者 山 戸 を り え……………四七

同 山 本 敬 事……………四五

運命を司る鍵	同	山田 辨 信……六〇
職を與へるまで	同	關 岡 賢 一……六六
病苦と貧苦とに悩む一家	同	益 田 夕 二……七一
乳兒を抱へて	同	後 藤 文 雄……七五
犠牲の天使	同	上 田 久 七……七九

## 本府に於ける兒童保護事業の概況

時代の進歩と社會事情の變化に伴ひ、輒近社會的保護を要する兒童の著しく増加したることは、何人も看過することの出来ない現象である。この傾向を看取し、時代の要求に應ずべく生れたるものは實に我が東京府に於ける兒童保護員事業である。

大正九年四月本府に初めて本事業が實施せられ、不良浮浪兒童、長期缺席兒童、乳幼兒、身心異常兒童、労働兒童等の保護が開始せられて以來、この間に滿十年を経過し、その取扱つた兒童の數も既に六千以上に達した。この機會に既往を顧ることは事業將來の進展を計る上に最も適當であると考へるので、ここに過去十年間の経過を述べて、斯道關係諸賢の高示を受けたいと思ふのである。



### 一、事業の内容

#### 1 兒童係

大正九年四月本府に初めて兒童保護員が設置せられ、三十名(定員三十一名)の兒童保護員が新たに囑託せられたのであるが、大正十二年四月財政緊縮の爲、定員三十一名が二十六名に減員され、次いで大正十三年四月定員二十六名が更に二十四名に減員され、昭和二年三月本府に地方社會事業職員令

に依る社會事業主事及主事補の設置と共に、從來の兒童保護員は全部その囑託を解かれ、新たに社會事業主事一名主事補十八名が兒童係として任命せられ、今日に及んだのである。

## (2) 目的

東京府社會課兒童係は本府管内に存在する兒童にして、特別の社會的保護を要するものを發見し、これを調査研究し、保護方法を講究實施して事後の保護をなすを以て目的としてゐる。

### 2 取扱兒童の種類

兒童係の取扱ふ兒童の種類は左の六種である。

- (1) 貧困家庭に生れ、父又は母を失ひ、家庭に於て完全なる保育を行ひ得ざる状態にある乳兒及幼兒
- (2) 不就學及長期缺席兒童（こゝに云ふ長期缺席兒童とは小學校の兒童にして、長期に亘り學校を缺席してゐる者を云ふのである）

- (3) 不良浮浪兒童
- (4) 身心異常兒童
- (5) 勞働兒童
- (6) その他社會的保護を要する兒童

### 3 兒童の發見並に保護方法

兒童係は前節に於て述べたるが如き兒童を如何にして發見し、且つこれに對し如何なる保護方法を實施するか、以下これに就て述べて見よう。

#### (1) 乳幼兒の發見並に保護方法

役場、警察官署、各種社會事業施設等を経由し來たるもの、又は保護者より直接本府へ保護を願出でたるものうち、特に保護を要する兒童に付、所定の調査カードに依りて現狀經過を調査し、家庭に於て全く保育困難と認むるものは、本府委託の乳幼兒保護施設に收容し、その間家庭の整理をなさしめ、事情の許す限り成るべく早く家庭に引取らす工夫をするのである。然し母親のあるものは成るべく母親の手許に於て保育せしむる方針を採つてゐる。従つてかゝる場合には母子共に母子收容所に收容するか、或は一時的ではあるが、東京府社會事業協會の協力救濟費を支出して居宅救助をなす場合もあるのである。かくして一面兒童の健全なる發達を計ると共に、他面家庭の相談相手となり、事後の經過に注意するのである。

#### (2) 長期缺席兒童の發見並に保護方法

兒童係が管内の細民地區に存在する尋常小學校、同夜學校を巡回訪問し、或は要改善地區の戸別調査を行ひ、これに依つて長期缺席兒童の所在を知り、所定の調査カードに依りて家庭の生活状態、兒童生活の現狀經過を調査し、缺席の原因が家計困難より來るものに對しては、東京府社會事業協會の貧困兒童就學奨勵資金より相當の家計補助をなして通學を可能ならしめ、身心に異常あるものに對しては兒童研究所、各種救療機關等と協力してその取扱方を正當ならしめ、現に就職中の兒童にして晝間通學を困難とするものに對しては、夜間通學を勧めるのである。然し事情によりては通學を勧めることの出來ない場合もあるので、かゝる場合には次善の策を講じ、それによつて助力するのである。



(3) 不良浮浪兒童の發見竝に保護方法

兒童係が管内の警察官署を巡回訪問して、こゝで問題となつた兒童、警察官署、家庭、學校、社會事業施設等を経由し來たるもの、又は保護者より直接本府に保護を依頼し來たるものに付、兒童の所在を訪問し、所定の調査カードに依りて實情を調査し、兒童研究所に於て身心の検査をなし、性行特に不良にして、院内保護を必要とするものは感化院入院の手續をなし、その必要なものは院外保護に依りて効果を擧げること努力するのである。即ち家庭のあるものは家庭に於ける取扱方を指導し家庭なきものは特志家に委託するか、又は適當の職業を選び、理解ある雇主を求めてこれに委託し、爾後の経過に注意するのである。

(4) 身心異常兒童の發見竝に保護方法

身心異常の爲就學を猶豫又は免除せられたる兒童、家庭、學校、就學先等に於て低能視せられつゝある兒童、不具又は病弱兒童等を發見したる場合は、本府兒童研究所、各種救療機關等に於て診査研究の上、精神薄弱兒童保護施設、不具又は病弱兒童保護施設等へ夫々入所せしめ、若し入所不可能の場合には適當なる取扱方法を指示して、出來得る限り合理的保護の途を講ずるのである。

(5) 勞働兒童の發見竝に保護方法

東京府少年職業相談所を通じて就職せる兒童の就職先を訪問して、就職状況を調査し、兒童及雇傭者の相談相手となり、事後の経過に注意するのである。

4 保護施設

前節に於て述べたるが如き保護方法を實施するに當り、本府は如何なる保護施設を有するか、以下これに就て述べて見よう。

(1) 感化院

明治三十三年三月十日我が國に初めて、感化法が發布せられ、これに基き明治三十九年四月一日本府に感化法が施行せられ、同時に東京市養育院感化部井之頭學校が本府の代用感化院となり、明治四十二年四月一日家庭學校及東京感化院が同じく府の代用感化院となつた。次いで明治四十三年十二月二十六日小笠原父島扇村洲崎に府立の修齊學園が設置せられたのである。これはその後種々の事情の爲、大正十四年三月廢止され、大正十五年五月小菅家庭學園が女子の代用感化院となり、現在では井之頭學校、家庭學校、小菅家庭學園の三つが本府の代用感化院として存在してゐるのである。これに對し本府より支出する補助金は年額二萬六千三百五十圓である。

以上三つの代用感化院に對し本府の委託定員及現在の收容人員は左の通りである。

名	稱	一日委託定員	昭和五年三月末日現在收容人員
井之頭學校		一三〇	一二六
家庭學校		四〇	四〇

小菅家庭學園	四〇	三九
計	二一〇	二〇五

右の外國立武藏野學院（埼玉縣）にも現在四三名（昭和五年三月末日現在）の本府兒童が收容されてゐる。

(2) 兒童研究所

本府に於ては大正六年九月以來、感化院入院を必要と認めたる兒童に對し、精神病及精神薄弱その他異常心理を有する兒童を鑑別する目的にて、斯界の専門家に兒童鑑別委員を囑託し、これが研究及保護方策を樹て、來たのであるが、兒童保護員事業の開始と共に、取扱兒童の數も増加し、その種類も複雑となるに従ひ、兒童鑑別の常設機關の必要を痛感するに至りたる爲、大正十年十月瀧ノ川學園（府下西巢鴨町巢鴨一二六）内に本府代用兒童研究所を設置し、兒童保護員は勿論家庭、學校、社會事業施設等よりの申込みにより、年齢四、五歳から十八歳位までの兒童にして、性行不良なるか、又は智能に缺陷を有し、家庭に於て取扱ひに困難してゐる兒童を診査研究し、適當なる取扱方法を指示し、合理的保護の途を講じてゐる。尙本研究所に於ては毎週水曜日に兒童協議會を開き、性行不良にして感化院入院を必要とする兒童の協議をなし、入院の可否を決定してゐる。本研究所に對し、本府より支出する補助金は年額三千圓である。

(3) 兒童一時保護所

不良又は浮浪兒童にして、家庭なく、又家庭あるも遠隔の地なるか、若くは兒童保護上不適當なる場合、これを調査研究して適當なる保護方法を決定するまで、一時收容する保護施設として、本府に於ては大正六年九月以來東京市幼少年保護所（府下西巢鴨町池袋他領四六九）に委託してこの種兒童の保護をなしてゐる。本府の委託定員は一日二十名にして、これに對し本府より支出する補助金は年額一千五百圓である。

(4) 乳幼兒晝夜保育所

貧困家庭に生れ、父又は母を失ひ、家庭に於て完全なる保育を行ひ得ざる状態にある乳兒及幼兒のために、本府は大正十年度より福田會（府下澁谷町宮代一）同情園（東京市淺草區橋場町一八九）婦人共立育兒會（東京市麻布區廣尾町七九）賛育會（東京市本所區柳島梅森町五五）の四ヶ所に年額五千圓の補助金を支出して、一日平均三十一名の乳幼兒を委託收容してゐる。

右四ヶ所に對し、本府の委託定員及現在收容人員は左の通りである。

名	稱	一日委託定員	昭和五年三月末日現在收容人員
福田會		九	二一
同情園		八	一七

	婦人共立育兒會	八	
	養育會	六	一四
計		三一	五七

(5) 母子收容所

貧困家庭に生れ、父を失ひ、母が乳幼児を抱へて生活に窮する場合、母子共に收容する施設として東京府社會事業協會經營の和田堀隣保館附設母子ホームがある。同所の收容室數は一三室にして、現在收容家族數は一三家族（昭和五年三月末日現在）である。

(6) 貧困兒童就學獎勵資金

本府に於ては大正十五年十二月金參千圓也を貧困兒童就學獎勵資金として東京府社會事業協會に交付し、昭和二年一月以來兒童係の手に依つて貧困の爲就學困難と認むる兒童に對し、周到なる調査の上家計補助をなし、通學を可能ならしめてゐる。

尙本府は昭和四年度に於て東京府恩賜兒童就學獎勵資金より金二千四百圓也を東京府社會事業協會に交付した。

(7) 少年職業相談所

勞働兒童の保護施設としては東京府社會事業協會經營の東京府少年職業相談所がある。同所は勞働

兒童のために性能検査及職業紹介をなしてゐるので、本府取扱兒童にして、就職保護を必要とするものに取つては甚だ好都合である。

二、取扱兒童の保護經過に就て

大正九年四月本府に初めて兒童保護員事業が實施せられ、不良浮浪兒童、長期缺席兒童、乳幼兒、身心異常兒童、勞働兒童等の保護が開始せられて以來、に滿十年を経過し、その取扱つた兒童の數も既に六千以上に達し、その各々が各個の經過を以て或は改善せられ、或は従前の状態に停滞し、或は退化して今日に至つてゐる。而して吾々はその各種兒童の保護經過を顧みて、更に次に進むべき道を考へなければならぬ時期に到達してゐるから、次に順次取扱兒童の保護經過を述べて見様と思ふ。

1 不良浮浪兒童

(1) 不良兒童年度別性別年齢取扱數

大正九年四月より昭和四年十二月までに兒童係が取扱つた不良浮浪兒童は總數二一四四人（長年月を經過したる爲、その間カードの散逸したるもの、或は集計漏れのものも若干あるは免れざるも）にして、これを年次的に見ると第一が大正十年で、次が大正十四年、大正十一年、大正九年、大正十三年、大正十二年、昭和四年、昭和二年、大正十五年、昭和三年これに次いでゐる。

これを年齢別に見ると十四歳が最も多く、十三歳これに次ぎ、十五歳、十二歳、十六歳と云ふ順であつて、その他は年齢の低くなるにつれて少くなり、又年齢の多くなるにつれて減少してゐる。

本府に於ては大正十二年一月少年法が實施せられて以來は原則として十四歳未満の者を取扱つてゐるのであるが、然し保護者より直接保護を依頼し來たるものに就ては、十四歳以上と雖も、便宜上取扱ふ場合もあるのである。

不良兒童年度別性別年齢別取扱數

年度別	年齢別		計	合計	百分比
	性別	性別			
大正九年度	男	女	1	1	1073
	女	1	1		
大正十年度	男	女	1	1	
	女	1	1		
大正十一年度	男	女	5	5	
	女	1	4		
大正十二年度	男	女	7	7	
	女	2	5		
大正十三年度	男	女	6	6	
	女	1	5		
大正十四年度	男	女	10	10	
	女	4	6		
大正十五年度	男	女	12	12	
	女	3	9		
昭和元年度	男	女	11	11	
	女	3	8		
昭和二年度	男	女	10	10	
	女	2	8		

昭和三年度	昭和四年度	計		合計	百分比
		男	女		
男	女	1	1	1	10000
女	1	1	1		
男	女	3	2	5	
女	1	2	3		
男	女	1	1	2	
女	1	2	3		
男	女	2	1	3	
女	1	1	2		
男	女	5	3	8	
女	2	3	5		
男	女	10	6	16	
女	3	7	10		
男	女	11	6	17	
女	3	8	11		
男	女	19	11	30	
女	5	14	19		
男	女	33	19	52	
女	8	24	32		

性別に見ると矢張り男子が多く、女子は男子の約六分の一である。

(2) 保護處置

不良浮浪兒童の保護を引受け、兒童係が執つた保護處置には大體左の如き種類がある。  
 即ち家庭保護をなすもの、就職保護をなすもの、感化院へ入院せしむるもの、養育院へ入院せしむるもの、病院へ入院せしむるもの、少年審判所へ移牒するもの、他府縣の保護者へ引渡すもの、歸國せしむるもの、保護團體へ委託するもの等がある。而してこれ等の保護處置は只一つを行ひたるのみにて保護の目的を達することもあり、又一人の兒童に對して、二種以上の保護處置を試みる場合もあるのであるが、こゝには便宜上そのうちの重なるものを一つを擧げることとした。

保護處置のうち最も多數を占めるものは、家庭保護の六六四人(三三・六三%)である。これは兒童











を奨励したるものである。

次は智能検査の一八人(一、〇一%)である。これは缺席の原因が智能に缺陷あるためなることを認め、児童研究所に於て智能検査を行ひたるものである。

次は戸籍整理の二人(〇、六八%)である。これは保護者が就籍の手續を怠りたるか、又は未寄留等の爲、就學することを得ざる児童に對して、これが手續をなしたるものである。

次は病院入院の十三人(〇、七三%)である。これは缺席の原因が病氣のためにして、然も病院入院を必要とするも、貧困にして資力なき爲、病院へ入院せしめたのである。

次は補助學級入學の三人(〇、一七%)である。これは児童研究所に於て、智能検査を行ひたる結果智能低く、到底普通児童と共に學ぶことの不可能なることを發見したる爲、補助學級へ入學せしめたのである。

次は育兒院入院の二人(〇、一一%)である。これは貧困家庭に生れ、兩親又はその一方が死亡又は病氣等の爲、家庭に於て本人を養ふことを得ざる爲、一時育兒院へ收容したのである。

### (3) 保護結果

前述の如き保護處置を行ひたる結果、保護の目的を達したるもあり、或は従前の状態に停滞してゐるものもあり、或は又保護の對象を失ひたるものもある。

保護結果で最も多數を占めるものは轉居先不明の五八六人(三三、〇三%)である。これは保護處置の所に於て、述べたる如く、保護着手前に轉居したるもの三七五人(二一、一四%)が含まれて

ゐるを以て、これを差引きたる二二一人(一一、八九%)が保護着手後轉居先不明となりたるものである。このうちには大震災のため轉居先不明となりたるものが多數含まれてゐるのである。

次は通學の四〇五人(二二、八三%)である。これは児童係が児童の家庭なり就職先なりを訪問し通學を督促の結果児童が通學を開始し、通學の常態に復したるものである。

次は卒業の一一人(六、二六%)である。これは前記の様にして通學を繼續し、卒業したるものである。

次は通勤又は住込の一五五人(八、七四%)である。これは現に就職中の児童で單なる通學の督促のみでは通學の見込みなきものである。

### 長期缺席児童保護結果

結果別	年齢別		卒業	通學	本人病氣	本人身心異常
	性別	性別				
七	男	女	一	二	一	
八	男	女	三	四	三	
九	男	女	四	五	四	
一〇	男	女	五	六	五	
一一	男	女	六	七	六	
一二	男	女	七	八	七	
一三	男	女	八	九	八	
一四	男	女	九	一〇	九	
一五	男	女	一〇	一一	一〇	
一六	男	女	一一	一二	一一	
一七	男	女	一二	一三	一二	
一八	男	女	一三	一四	一三	
一九	男	女	一四	一五	一四	
二〇	男	女	一五	一六	一五	
二一	男	女	一六	一七	一六	
二二	男	女	一七	一八	一七	
二三	男	女	一八	一九	一八	
二四	男	女	一九	二〇	一九	
二五	男	女	二〇	二一	二〇	
二六	男	女	二一	二二	二一	
二七	男	女	二二	二三	二二	
二八	男	女	二三	二四	二三	
不明	男	女	二四	二五	二四	
計	男	女	二五	二六	二五	
合計	男	女	二六	二七	二六	
百分比	男	女	二七	二八	二七	
	男	女	二八	二九	二八	
	男	女	二九	三〇	二九	
	男	女	三〇	三一	三〇	
	男	女	三一	三二	三一	
	男	女	三二	三三	三二	
	男	女	三三	三四	三三	
	男	女	三四	三五	三四	
	男	女	三五	三六	三五	
	男	女	三六	三七	三六	
	男	女	三七	三八	三七	
	男	女	三八	三九	三八	
	男	女	三九	四〇	三九	
	男	女	四〇	四一	四〇	
	男	女	四一	四二	四一	
	男	女	四二	四三	四二	
	男	女	四三	四四	四三	
	男	女	四四	四五	四四	
	男	女	四五	四六	四五	
	男	女	四六	四七	四六	
	男	女	四七	四八	四七	
	男	女	四八	四九	四八	
	男	女	四九	五〇	四九	
	男	女	五〇	五一	五〇	
	男	女	五一	五二	五一	
	男	女	五二	五三	五二	
	男	女	五三	五四	五三	
	男	女	五四	五五	五四	
	男	女	五五	五六	五五	
	男	女	五六	五七	五六	
	男	女	五七	五八	五七	
	男	女	五八	五九	五八	
	男	女	五九	六〇	五九	
	男	女	六〇	六一	六〇	
	男	女	六一	六二	六一	
	男	女	六二	六三	六二	
	男	女	六三	六四	六三	
	男	女	六四	六五	六四	
	男	女	六五	六六	六五	
	男	女	六六	六七	六六	
	男	女	六七	六八	六七	
	男	女	六八	六九	六八	
	男	女	六九	七〇	六九	
	男	女	七〇	七一	七〇	
	男	女	七一	七二	七一	
	男	女	七二	七三	七二	
	男	女	七三	七四	七三	
	男	女	七四	七五	七四	
	男	女	七五	七六	七五	
	男	女	七六	七七	七六	
	男	女	七七	七八	七七	
	男	女	七八	七九	七八	
	男	女	七九	八〇	七九	
	男	女	八〇	八一	八〇	
	男	女	八一	八二	八一	
	男	女	八二	八三	八二	
	男	女	八三	八四	八三	
	男	女	八四	八五	八四	
	男	女	八五	八六	八五	
	男	女	八六	八七	八六	
	男	女	八七	八八	八七	
	男	女	八八	八九	八八	
	男	女	八九	九〇	八九	
	男	女	九〇	九一	九〇	
	男	女	九一	九二	九一	
	男	女	九二	九三	九二	
	男	女	九三	九四	九三	
	男	女	九四	九五	九四	
	男	女	九五	九六	九五	
	男	女	九六	九七	九六	
	男	女	九七	九八	九七	
	男	女	九八	九九	九八	
	男	女	九九	一〇〇	九九	

計	能 不 學 通										
	保 護 不 要	其 ノ 他	死 亡	轉 居 先 不 明	管 外 移 住	歸 國	本 人 學 校 嫌	家 族 病 氣	保 護 者 無 理 解	通 勤 又 ハ 住 込	家 事 又 ハ 家 業 手 傳
	7	15	47	59	7	10	3	3			
15	59	47	15	7	10	3	3				
101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

合	計	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	100.00
---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------

次は本人病氣の七九人（四、四五%）である。これは病氣のため通學の見込みなきものである。  
 次は歸國の七五人（四、二三%）である。これには保護着手前に歸國したるものと、着手後に歸國したるものとがある。

次は保護者無理解の四五人（二、五四%）である。これは保護者の教育程度低き爲、児童の學校教育に對する理解なく、従つて児童係が通學を督促してもこれを受け容れぬものである。

次は管外移住の三〇人（一、六九%）である。これには保護着手前に管外へ移住したるものと、保護着手後に管外へ移住したるものとがある。

次は死亡の三三人（一、八六%）である。これは主として保護中に死亡したるものである。

次は本人身心異常の一六人（〇、九〇%）である。これは身體若くは精神に缺陷があり、通學不能の者である。

次はその他の八人（〇、四五%）及家族病氣の一人（〇、〇六%）である。  
 保護不要の七九人（四、四五%）は保護處置の所にて述べたる如く、児童係が調査の際既に通學中にて保護の必要なきものである。

右のうち管外移住、轉居先不明、死亡、歸國等は保護の對象を失ひたるものにて、保護不要と共に児童係の手の及ばざるものに付、これを省きたるものを結果良好なるものと否らざるものとに別ける

と次の如くである。

イ、結果良好なるもの五一一人(二九、〇九%)

通學四〇五人(二二、八三%)卒業一一一人(六、二六%)

ロ、結果良好ならざるもの四五五人(二五、六五%)

本人病氣七九人(四、四五%)本人身心異常一六人(〇、九〇%)本人學校嫌六九人(三、八九%)家事又は家業手傳八二人(四、六二%)通勤又は住込一五五人(八、七四%)保護者無理解四五人(二、五四%)家族病氣一人(〇、〇六%)その他八人(〇、四五%)

次に結果良好ならざるものうち、通學不能の原因が兒童自身に存するか、或は家計困難より來るか、或はその他の理由によるかに依つて、これを分けると次の如くである。

イ、兒童自身に存するもの一六四人(九、二四%)

本人病氣七九人(四、四五%)本人身心異常一六人(〇、九〇%)本人學校嫌六九人(三、八九%)

ロ、家計困難によるもの二三七人(一三、三六%)

家事又は家業手傳八二人(四、六二%)通勤又は住込一五五人(八、七四%)

ハ、その他の理由によるもの五四人(三、〇五%)

保護者無理解四五人(二、五四%)家族病氣一人(〇、〇六%)その他八人(〇、四五%)

これに依ると家計困難によるもの最も多く、兒童自身に存するものこれに次ぎ、その他の理由によるものは第三位である。

### 3 乳 幼 兒

乳幼兒は自己の生命保護を主張する力なく、その生殺與奪の權は自己以外の者にある爲、不適當なる取扱ひも甘受し、不幸にも死亡するに至る悲惨なる乳幼兒は、實に夥しき數にのぼるのである。この死亡率の高い事實も、亦慘酷なる貫ひ兒殺しの戦慄すべき事件も、要するに、その家庭に、經濟的に道德的に又理智的に衛生的に、幾多の缺陷を有すること由は明かなる所である。随つてこれ等の缺陷を補ひ、以て優秀なる國民を造り、一家の生活の安定を得せしむるは勿論、廣く一國の生産能力を増進し、併せて健實なる思想の發展に資せなければならぬ。

乳幼兒の幸福は何れの時、何れの處を問はず、慈愛に充てる兩親の愛撫のうちに、健全なる發育を遂げるにある。然しながら多數の乳幼兒のうちには、かゝる恵まれたる環境のうちに養育せらるゝもののみではない。家庭富裕にして、兩親の一方を失ふが如き不幸を見るも、尙保育に不便を感じない乳幼兒は別として、兩親の斷へざる勤勞により、辛うじて一家の生計を立てるが如き家庭に於て、不幸にして一朝その一家を支へる父の死亡に遇ふか、又保育に當る母を亡くするか、或は兩親の何れかゞ病魔に襲はれ、適當なる保育の出來難き状態にある乳幼兒の保護は、生に對する抵抗力の少いだけに、可及的急速に育兒施設に收容保育するは、最初になすべき緊急なる方法である。

こゝに於て本府に於ては、大正九年以來これ等社會的保護を要する乳幼兒の保護に全力を注いで來たのである。

次に保護狀況の概略を述べて見様う。

(1) 乳幼児年度別性別年齢別取扱数

大正九年より昭和四年に到る十ケ年間に、本府に保護の申請をなし來たりたる乳幼児の總数は九四五名にして、そのうち最も多數の申請者のありたるは、昭和四年の二三三名にして、次は大正十五年の二三三名、昭和二年の二〇七名、大正十四年の九一名、昭和三年の九〇名、大正十年の八九名、大正十三年の八四名、大正十一年の七六名、大正九年の七四名、大正十二年の五九名の順である。

これを年齢別に就て見ると、首位を占むるものは、一歳の四一八名にして、全體の四四、二二%に達し、二歳の二七九名(二九、五一%)が第二位を占む。以下年齢の増すに従つて減少してゐる。

右の年齢別に現れたる所より觀れば、出生時より一歳に到る乳児は、保育に最も手を要し、要保護兒童の家庭に於ては、所謂足手纏ひの乳児に如何に困苦を感じ、如何に生活力を削減されてゐるかは明かなる所にして、以下手数を要せざる年齢となるに従ひ、その申請数の少きは首肯し得られる所である。

以上に於て、申請數に就ては大體を知ること得たるも、然らば如何なる理由が、保育の申請に到らしめたるかに就て、大略を觀察するならば、

- 母死亡の爲、保育困難なるもの 一八、五六%
- 父行方不明の爲、生活保育共に困難なるもの 一一、九七%
- 母病氣の爲、父のみにて保育困難のもの 一一、八六%
- 父死亡の爲、母生活に窮するもの 一一、一七%

父病氣の爲、生活困難なるもの 七、一八%

母行方不明の爲、保育困難なるもの 六、一八%

兩親離婚の爲、保育困難のもの 五、九二%

その他生計困難、母奉公、家庭不和、兩親病氣、兩親行方不明、父入監中等の爲、保育困難を理由とするものなど數ふれば實に二十有餘の理由別を見るのである。

乳幼児年度別性別年齢別取扱数

年度別	年齢別		計	合計	百分比
	男	女			
大正十九年度	四四	二九	七三	一三三	一七%
大正二十年度	三三	二六	五九	一〇六	一七%
大正二十一年度	三三	一四	四七	一〇六	一七%
大正二十二年度	一三	一〇	二三	九六	一七%
大正二十三年度	三三	二二	五五	一〇八	一七%
大正二十四年度	二六	一一	三七	九二	一七%
大正二十五年度	一五	一〇	二五	一三二	一七%
昭和元年度	一五	一〇	二五	一三五	一七%

百分 比	合 計	計		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度	
		男	女	男	女	男	女	男	女
		二二四	三三	一九	一六	二七	二八	二四	二五
四三三	四二八	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
二九二	二七九	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一七九〇	一三三	八	八	八	八	八	八	八	八
六〇三	七	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
三三九	三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一〇一	一九	三	三	三	三	三	三	三	三
一七六	二	六	六	六	六	六	六	六	六
一〇三	四	二	二	二	二	二	二	二	二
一〇三	三	一	一	一	一	一	一	一	一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	九	—	—	—	—	—	—	—	—
100.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 保護處置

以上述べたるが如き理由により、收容保育の申請を受けたる時は、児童係は直ちに家庭に赴き、家族、血族、本人の生立、今後の方針等に付申請者に就て、詳細なる調査を行ひ、收容保育を必要と認めたる時はこれを本府委託の保護施設に收容するのである。

又調査の結果、母親の保育を必要と認めたるもの、申請の理由薄弱にして、家庭或は親戚に於て保育せしむべきもの、或は不心得を論して父母をして保育せしむる等夫々の事情に應じて、母子ホームに收容するか、或は家庭に置いて訪問保護をなすこととし、又特殊の施設に收容を必要とする不具児童等には、それに應じて聾話學校、低能兒教育所、病院等に收容し、又一時的に救助金を支給すれば

その一家の生活に曙光を見出し得べきものには、救助金を與へるか、又は歸國旅費を支給して、生計を立てしむる一助となし、又は郷里に於て新らしき生活の方法を立てしむる等保護の途を講じてゐるのである。

乳幼兒保護處置

年度別	處置別									
	保育所ニ收容セルモノ	母子收容所ニ收容セルモノ	低能兒教育所ニ收容セルモノ	聾話學校ニ收容セルモノ	養育院ニ收容セルモノ	病院ニ收容セルモノ	晝間託兒所ニ委託セルモノ	家庭保護	計	百分比
大正九年度	三	—	—	—	—	—	—	—	三	0.10
大正十年度	六	—	—	—	—	—	—	—	六	0.10
大正十一年度	三	—	—	—	—	—	—	—	三	0.10
大正十二年度	六	—	—	—	—	—	—	—	六	0.10
大正十三年度	六	—	—	—	—	—	—	—	六	0.10
大正十四年度	九	—	—	—	—	—	—	—	九	0.10
大正十五年度	三	—	—	—	—	—	—	—	三	0.10
昭和二年度	七	—	—	—	—	—	—	—	七	0.10
昭和三年度	五	—	—	—	—	—	—	—	五	0.10
昭和四年度	二	—	—	—	—	—	—	—	二	0.10
計	四九	—	—	—	—	—	—	—	四九	0.10
百分比	四三三	—	—	—	—	—	—	—	四三三	0.10

親戚ニ委託セルモノ	養子縁組セルモノ	里親ニ委託セルモノ	知人ノ家ニ委託セルモノ	母子共ニ住込奉公セルモノ	他團體ニ移牒セルモノ	離別セシ母親ヲ復歸セシメタルモノ	母乳兒ヲ伴ヒ再婚セルモノ	居宅救助金ヲ支給セルモノ	歸國セルモノ	收容ノ手續ヲ取ルモノ不應モノ	行方不明ノモノ	合計
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
四	四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	三	六
一	二	二	二	一	一	一	一	一	二	一	一	九
六	七	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八
四	四	四	一	一	一	一	一	一	三	一	一	九
五	一〇	三	一	一	一	一	一	一	三	二	一	二七
一	三	一	四	一	一	一	一	一	一	一	二	二七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	九〇
二	二	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一	二八
二	二	二	一	一	一	一	一	一	六	一	一	九四
二六	三三	一八	九	一	一〇	一	一	一	一九	四	三	九四五
二七	三八	一九〇	〇九	〇一〇	一〇	〇一〇	〇一〇	〇一〇	三三	四	三	一〇〇〇

保護不能ノモノ	保護不要ノモノ	調査不能ノモノ	合計
三三	四	一	七
四三	八	一	九
二〇	一	一	六
一	一	一	三
一八	一	一	八
一	一	一	三
一	一	一	三
一	一	一	三
二	一八	一	二〇
二	二六	一	二九
二五	五	三	三三
二二七	五九	二	二三三

前統計表にて明かなる如く、過去十ヶ年に於ける保護處置のうち、最も多きは保育所に收容したるものにして、その數四一九名を占め、總數の四四、三三%に當る。

次は家庭に於て訪問保護を加へたるものにして、その數一四〇名（一四、八一%）である。

第三位は調査の結果、保育所満員にして收容出來ざるもの、申請の際虚偽の住居を示し、保護を加へんとするも能はざるもの及事情極めてデリケートにして、役所として取扱上幾多の困難ありて手を下すを不適當と認めたるもの等所謂保護不能のものにして、その數一一五名を算し、全體の一二、一七%に當る。以下申請理由薄弱にして保護不要と認めたるもの五六名、（五、九二%）居宅救助金を支給して自活の方法を立てしめたるもの、養子縁組をなし保育の途立ちたるもの各三二名（三、八九%）親戚に委託して保育なさしめたるもの二六名（二、七五%）次は行方不明となりたるもの、調査不能のもの各二二名（二、三二%）歸國せしむるを適當と認め郷里に歸へしたるもの一九名（二、〇一%）父母より直接里親に託したるもの一八名（一、九〇%）他團體に移牒せるもの一〇名（一、〇

五%) 母子ホームに收容したるもの、知人に託したるもの各九名(〇、九五%) 收容の手續きを取るも  
 應せざるもの四名(〇、四二%) 病院に收容せるもの三名(〇、三三%) 晝間託児所に委託して、夜  
 間のみ父母の許に於て保育せしむる必要を認めたるもの、養育院に收容せるもの各二名(〇、二一%)  
 他は低能兒教育所、聾啞學校、母子共に住込奉公、離別したる母親を復歸せしめたるもの、母乳兒を  
 伴ひ再婚せるもの各一名(〇、一〇%)の順である。

これを要するに、收容保育の数は總數の約半に達し居るも、勿論この他にも收容を必要とするも、  
 保育所の定員設備などより收容出來ずして、止むを得ず他の方法によりて、保護の途を講じたるもの  
 多數ありて、これが施設の増加を計るは最も急務とする所である。

(3) 保護結果

前二表により申請數並に處置に就ては、既に大様を知るを得たるも、これが結果を知ること、今  
 後の乳幼兒保護の方針並に方法を考究する上に重大なる關係を有するのである。

乳幼兒保護結果

結果別	年度別													計	百分比	
	九年度正	十年度正	十一年度正	十二年度正	十三年度正	十四年度正	大正十五年度	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年				
保育所ニ在リテ健康ナルモノ	一五	六	二	三	七	五	七	三	三	三	三	一〇	一六	一六	一七	一五
保育所ニ在リテ病氣ノモノ	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

收容保護加ナル

收容保護加ナル	九年度正	十年度正	十一年度正	十二年度正	十三年度正	十四年度正	大正十五年度	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	計	百分比
保育所ニ在リテ死亡セルモノ	一	四	二	一五	六	二	一四	三	八	一四	一四	一四	六六	一〇〇
保育所ニ在リテ健康ナルモノ	二	九	一	九	一三	一〇	一一	一三	三	三	三	三	一〇	二二
退所後自宅ニ在リテ健康ナルモノ	一	二	八	九	一三	一〇	一一	一三	三	三	三	三	九〇	九三
退所後病氣ノモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
退所後自宅ニ在リテ死亡セルモノ	一	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	六	〇・六
退所後親戚ニ在リテ健康ナルモノ	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	五	〇・五
退所後養家ニ在リテ健康ナルモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八	〇・八
退所後不明ナルモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三	一・三
母子收容所ニ在リテ健康ナルモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	〇・九
低能兒教育所ニ在リテ健康ナルモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一
聾啞學校ニ在リテ健康ナルモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一
養育院ニ在リテ健康ナルモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一





合計	七	九	六	九	八	九	二	一	七	一	七	九	五	一〇〇〇〇
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

表に示す如く、これを大別して廣義の收容保護を加へたるものと、その他の保護方法によりたるものとの二として、前者の数は四三五名、即ち全體の四五、九〇%にして、保育所に於て健康なるもの一六〇名(一六、九三%)が第一位を占め、保育所に於て死亡せるもの九六名(一〇、〇六%)が第二位を占む、第三位は保育所より退所して、家庭に歸りて健康なるもの九〇名(九、五二%)にして、第四位は行方不明、調査不能等の爲健康不明のもの各二二名(二、三二%)にして、次は乳幼児保護開始當時の保育所に於ける健否不明のもの二〇名(二、一一%)以下保育所において病氣のもの一七名(一、七九%)退所後轉居して行方不明の爲健康不明のもの一三名(一、三八%)母子ホームに在りて健康なるもの九名(〇、九五%)退所後養子に行き、養家に在りて健康なるもの八名(〇、八五%)退所後自宅に於て死亡せるもの六名(〇、六三%)退所後親戚に於て健康なるもの五名(〇、五三%)退所後自宅に於て病氣のもの四名(〇、四二%)病院入院中のもの三名(〇、三二%)養育院に收容中のもの二名(〇、二二%)その他低能兒教育所、聾話學校等にて健康なるもの各一名(〇、一〇%)の順である。

次に收容を拒絶し、他の方法によりたる乳幼児の数は、五一〇名にして、總数の五四、一〇%に當る。而して第一位を占めるものは保護不能の一五名(一、一六%)にして、自宅に在りて健康なるもの一〇九名(一一、五三%)が第二位を占む。第三位を占むるものは保護不要の五六名(五、九

二%)にして、以下居宅救助金を支給したるもの三三二名(三、三八%)養家に於て健康なるもの二八名(二、九六%)親戚に在りて、健康なるもの二六名(二、七五%)行方不明、調査不能、健否不明のもの各二二名(二、三二%)歸國して健否不明のもの一九名(二、〇一%)里親の許に於て健康なるもの一四名(一、四八%)自宅に於て病氣のもの二一名(二、一六%)他團體に移牒せるもの一〇名(一、〇六%)知人の許に在りて健康なるもの八名(〇、八五%)里親の許に在りて健否不明のもの、收容の手續を取るも應せざるもの各四名(〇、四二%)養家に在りて病氣のもの、養家に在りて健否不明のもの、晝間託兒して健康なるもの各二名(〇、二一%)の順にして、最も少きは知人の許に在りて死亡せるもの、母住込奉公先にて健康なるもの、離別したる母の復歸により健全に發育中のもの、母の再婚により順調なる發育をなしをるもの各一名(〇、一〇%)の順である。

これを要するに、乳幼児の身心の發育は、乳兒院或は託兒所などに收容するよりも、家庭に於て可及的長く母の手許に置くことが、遙に好結果を齎らす事は、多年の經驗によりて明かなるを以て、出來得る限り家庭に於て保育せしむる様希望する所なれ共、四圍の事情より、如何にするも家庭に於て保育出來ざる乳幼児に就ては、完備せる施設に收容してその死亡率を低減せしめ、以て保護の目的を達し度きものである。

本府の十ヶ年に於ける保護の結果によれば、健全なる發育を遂げたるものは四九八名にして、總数の五二、六九%に當り、死亡せるものは一二三名(一、二一、〇一%)に達す。右の事實よりすれば、未だ保護の方法に一段の改善を加へ、一家の福利増進を計る要あるは、言を俟たざる所なれ共、結局これ

等は凡て事後の対策に過ぎずして、根本は一般家庭の智識を進め、家庭として、日常生活の各方面を向上せしめ、廣く乳幼児を愛護し、更に進んでは優良なる素質を有する児童を得る様心がけることが極めて必要である。

4 精神薄弱児童

(1) 精神薄弱児童年度別性別年齢別取扱数

大正九年四月より昭和四年十二月までに児童係が精神薄弱児童として取扱ひたるものは、總數五四人である。これ以外にも不良児童として、或は長期缺席児童として取扱ひたる精神薄弱児童も若干あることは勿論である。

年次的に見ると第一が大正九年で、次が大正十年、大正十一年、大正十四年、大正十五年、昭和二年、大正十三年これに次いでゐる。

これを年齢別に見ると十五歳が最も多く、十歳これに次いでゐる。これを年齢別に見ると十五歳が最も多く、十歳これに次いでゐる。性別に見ると男子は女子の約三倍である。

精神薄弱児童年度別性別年齢別取扱数

年度別	年齢別		計	百分比
	男	女		
大正九年度	四	—	四	—
	五	—	五	—
	六	—	六	—
	七	—	七	—
	八	—	八	—
	九	—	九	—
	一〇	—	一〇	—
	一一	—	一一	—
	一二	—	一二	—
	一三	—	一三	—
	一四	—	一四	—
	一五	—	一五	—
	計	三	二	五
合計	二七	三	三〇	—
百分比	—	—	—	—

年度別	性別		計	百分比
	男	女		
大正十年度	—	—	—	—
大正十一年度	—	—	—	—
大正十三年度	—	—	—	—
大正十四年度	—	—	—	—
大正十五年度	—	—	—	—
昭和元年度	—	—	—	—
昭和二年度	—	—	—	—
計	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

備考 大正十二年、昭和三年及四年度ニハ取扱児童ナシ

(2) 保護處置

児童係が精神薄弱児童の保護も引受け、最も困難を感じるものは本府に保護施設を有せぬことである。従つて智能検査の結果收容保護の必要を認めても、多くの場合経費の點にて收容することが出来ないものである。

かゝる事情の下に於て、児童係が執つた保護處置には大體左の如き種類がある。  
 即ち家庭保護をなすもの、智能検査をなすもの、補助學級へ入學せしむるもの、白痴院へ入院せしむるもの、精神病院へ入院せしむるもの、養育院へ入院せしむるもの、感化院へ入院せしむるもの、就職せしむるもの、少年審判所へ移牒するもの等がある。

これ等の保護處置は一人の児童に對して二種以上の保護處置を講ずる場合もあるのであるが、こゝには便宜上重なるもの一つを擧げることにした。

精神薄弱児童保護處置

處置別	年齢別		合計	百分比
	男	女		
家庭保護	1	1	2	0.5
知能検査	1	1	2	0.5
補助學級入學	1	1	2	0.5
白痴院入院	1	1	2	0.5
精神病院入院	1	1	2	0.5
養育院入院	1	1	2	0.5
合計	15	15	30	7.5

處置別	年齢別		合計	百分比
	男	女		
感化院入院	1	1	2	0.5
就職保護	1	1	2	0.5
少年審判所移牒	1	1	2	0.5
保護不能	1	1	2	0.5
不明	1	1	2	0.5
合計	15	15	30	7.5

保護處置のうち最も多數を占めるものは智能検査の一六人(二九、六三%)である。これは児童研究所に於て智能検査を行ひ、保護者に適當なる取扱方法を指示して、出來得る限り合理的保護の途を講ずるのである。

次は家庭保護の一五人(二七、七八%)である。これは児童係が時々家庭を訪問して家庭に於ける取扱上の注意をなすのである。

次は保護不能の六人(一一、一一%)である。これは児童係の手を以てしては保護不可能なるか、又は保護者無理解等の爲、適當の保護處置を講ずることの出來ないものである。

次は白痴院入院の四人（七、四一％）である。  
 次は少年審判所移牒の三人（五、五五％）である。これは年齢十四歳を超へ、且つ不良傾向を有する為、少年審判所に於て保護するを適當なりと認めたるがためである。  
 次は補助學級入學、精神病院入院、感化院入院の各二人（三、七〇％）である。  
 次は養育院入院、就職保護の各々一人（一、八五％）である。  
 不明と云ふのはカードに保護處置の記入なきものである。

### 5 その他の児童

(1) その他の児童の性別年齢別取扱數

その他の児童には無籍児童、病兒、虐待待兒童等を一括して入れることにした。これは児童の數が餘りに少いために、統計的にはこれを別々に取扱ふことは繁に失するがためである。

年齢別に見ると六歳が最も多く、十一歳、十五歳これに次ぎ、三歳、四歳、七歳、八歳、十三歳は同數である。

性別に見ると男女とも同數である。

### 其ノ他ノ児童性別年齢別取扱數

無籍児童	年齢別		合計	百分比
	男	女		
一	一	一	二	—
二	二	二	四	—
三	三	三	六	—
四	四	四	八	—
五	五	五	一〇	—
六	六	六	一二	—
七	七	七	一四	—
八	八	八	一六	—
九	九	九	一八	—
一〇	一〇	一〇	二〇	—
一一	一一	一一	二二	—
一二	一二	一二	二四	—
一三	一三	一三	二六	—
一四	一四	一四	二八	—
一五	一五	一五	三〇	—
一六	一六	一六	三二	—
一七	一七	一七	三四	—
一八	一八	一八	三六	—
一九	一九	一九	三八	—
二〇	二〇	二〇	四〇	—
計	計	計	計	計
合計	合計	合計	合計	百分比
二七	二七	二七	五四	五五.6%

病兒	虐待待兒童		合計	百分比
	男	女		
一	一	二	三	—
二	二	四	六	—
三	三	六	九	—
四	四	八	一二	—
五	五	一〇	一五	—
六	六	一二	一八	—
七	七	一四	二一	—
八	八	一六	二四	—
九	九	一八	二七	—
一〇	一〇	二〇	三〇	—
一一	一一	二二	三三	—
一二	一二	二四	三六	—
一三	一三	二六	三九	—
一四	一四	二八	四二	—
一五	一五	三〇	四五	—
一六	一六	三二	四八	—
一七	一七	三四	五一	—
一八	一八	三六	五四	—
一九	一九	三八	五七	—
二〇	二〇	四〇	六〇	—
計	計	計	計	計
一九	一九	一〇	二九	二九.6%

### (2) 保護處置

無籍児童、病兒、虐待待兒童等の保護を引受け、児童係が執つた保護處置には大體左の如き種類がある。即ち就籍せしむるもの、病院へ入院せしむるもの、病院又は醫師を紹介するもの、就職保護をなすもの、雇主より引戻すもの、家庭保護をなすもの、保護者を訓誡するもの、特志家に委託するもの等がある。

就籍の三〇人は無籍児童に對しての保護處置である。

病院入院の一人、病院又は醫師紹介の一六人は病兒に對しての保護處置である。

就職保護、雇主より引戻す、篤志家に委託の各々一人及家庭保護、保護者訓誡の各々二人は何れも

虐待待兒童に對しての保護處置である。

保護不能の四人のうちには無籍兒童の二人、病兒の二人が含まれてゐる。  
 不明の六人の中には無籍兒童の三人、虐待待兒童の三人が含まれてゐる。これはカードに保護處  
 置の記入なき爲、不明としたのである。

其ノ他ノ兒童保護處置

處置別	年齢別		就籍	病院入院	醫師紹介	就職保護	雇主ヨリ引戻ス	家庭保護	保護者訓誡	篤志家ニ委託
	男	女								
一										
二										
三										
四										
五										
六										
七										
八										
九										
一〇										
一一										
一二										
一三										
一四										
一五										
一六										
一七										
一八										
一九										
二〇										
計										
合計										
百分比										

合計	不明		保護不能
	男	女	
一			
二			
三			
四			
五			
六			
七			
八			
九			
一〇			
一一			
一二			
一三			
一四			
一五			
一六			
一七			
一八			
一九			
二〇			
計			
合計			
百分比			

三、集團的調査に就て

兒童係は取扱兒童の個別的保護をなす傍ら、要改善地區に於ける兒童の趨勢、傾向を知るために適  
 當の時期を選び、一定の事項に就て集團的調査を行ひ、各種兒童保護施設の創設、改善、擴張等の資  
 に供した。

- 一、大正九年四月以來今日までに兒童係が行つた集團的調査を年次的に擧げると次の如くである。
- 一、大正九年六月府下日暮里町元金杉一帯の兒童就學狀況調査を行つた（調査兒童數五六五〇人詳細は東京府社會事業協會報第十一號に發表）
- 一、大正九年十月淺草公園内浮浪兒童狀況調査を行つた。
- 一、大正十年三月要改善地區と目さるべき四谷區旭町、谷町、本所區柳島梅森町、柳島横川町、小石川區白山御殿町、深川區の一部、淺草區田中町、下谷區金杉下町、芝區新網町、府下品川町の一部

府下亀戸町十徳長屋に於ける十八歳未満の児童状況調査を行った（調査児童数一四〇七五人詳細は東京府社会事業協會報第十九號に發表）

- 一、大正十年七月淺草公園内の就學時間内學生浮游状況調査を行った。
- 一、大正十一年十月芝區新網町一帯の乳幼児健康状況調査を行った（調査児童数二四〇人詳細は東京府社会事業協會報第二十五號に發表）

一、大正十二年三月無料産院に於て分娩せる産婦及乳児の事後調査を行った（調査児童数三一七人詳細は東京府社会事業協會報第二十九號に發表）。

- 一、大正十二年三月より八月まで細民地區に於ける児童の間食調査を行った（調査児童数二四一人）
- 一、大正十二年五月東京市幼少年保護所を通じて就職せる児童の就職状況調査を行った。
- 一、大正十二年七月尋常夜學校に通學中の勞働児童状況調査を行った（調査児童数二三〇九人詳細は東京府社会事業協會報第二十二號に發表）
- 一、大正十二年十二月より同十三年三月まで東京府職業紹介所を通じて就職せる児童の就職状況調査を行った。

一、大正十三年三月千駄ヶ谷バラック及植物園バラック居住者の乳幼児健康状況調査を行った。

一、大正十三年四月府下大井町鐘ヶ淵一帯の児童状況調査を行った。

一、大正十三年五月より六月まで勞働児童調査を行った（調査児童数一四六四人）

一、大正十三年六月府下大島町三丁目一帯の児童状況調査を行った。

一、大正十四年五月府下板橋町岩ノ坂一帯の児童状況調査を行った。

一、大正十四年六月府下三河島町の一部児童状況調査を行った（調査児童数九三七人）

一、大正十五年六月より七月まで府下の不良住宅地區に於ける不就學及中途退學児童調査を行った

（調査児童数七六〇人詳細は東京府社会事業協會報第十三卷第七號に發表）

一、大正十五年六月感化院在院児童の家庭状況調査を行った。

#### 四、取扱児童の實例

##### 或る少年の話

まだ残暑の烈しい八月の下旬の頃でした。

事務整理の下手な私は、重苦しい、そうして追かけられるような氣持で役所の門をくぐつたのは、もう午前八時を過ぎて居りました。

屋根裏のやうな、小さなS課の分室には二三の友人がそれ／＼事務を取つて居りました。私も事務に取りかゝらうとしてゐる時でした。本部の西山さんが分室にまゐりました。

『今ね、K警察署から電話で、十二になる男の子を取扱つてほしいつてね、丁度受持の安村さんが休暇で——困つたなあ——一つ貴女どうでせう、お願ひ出来ないでせうか』

と當惑した面持でさう言ひました。

私は十二になる男の子、不良の少年、何か不気味な氣持で、すぐにはお引受も出来ませんでした。もつともこれまで、かうした不良の子供を幾人か取扱はない事もないのでしたが、

しばらくしてから、兎に角お引受する事にしました。友人の二三人からは、

『途中で逃げられやしないかしら、ほんとうに凄いだからなあ——』

なんて弄戯を言はれながら役所の門を出たのは、かれこれ正午を過ぎて居りました。

八月と言つても、下旬の事です、空の色も澄んで、あたりの空氣も何となく秋めいて居りました。

K警察についたのは、正午を大分過ぎてゐました。小形の名刺を、受付の警官に渡して、司法主任と、私服姿の二人の刑事さんごに逢ひました。思つたより打解けた調子で主任の方も、刑事の方も、私に話しかけました。

『私こちらのお受持の安村さんの代りにまゐりました。ごんな子供でせうかしら、まだ十二ぢやアほんの子供でございますね』

『やあ——ごうも御苦勞さま、安村さんのお代りに——』

『は、只今安村さんが休暇中でして』

『いや、ごうも御苦勞さま、あなたがお連れ下さるんですか、途中で逃げられやあ——しないかしら、拘摸なんです。拘摸の子分なんです。原籍も不明、住所不定でんですから、一先池袋の児童保護所でせうなあ——』

(これは浮浪不良兒の住所のない児童保護所)と刑事さんは言ひました。

『で、ごんな經歷の子供でせうかしら、で、ごうしてそんな事をするやうになつたのでせう』  
と私は疊みかけるやうに言ひました。

『いや、ごうもそれがですね、ごうまで本當で、ごうまで嘘か、拘摸の親分なんて、ほんたうに、』

口止がですね、實に——』

と相手の刑事は是が——是が——と右手で自分の口を軽く叩きながら、

『實際しつかりしてまさあ——ね、なか／＼本當の事なんか言ひやしませんやね』

と物馴れた冷淡な調子で言ひました。

私はだまつて聞いて居りました。そしてまだ見ぬ少年の面影が、ちらつと胸に浮んで、や／＼センチメタルな氣持になりました。

『そして、もう事情はよくお調べになりましたんですか。』

『いや、一通りは調べました。こゝに調書があります』

と、一綴の赤線の調書を係りの刑事は出しました。

山田仁一は、原籍不明住所不定、何々區何々町露店立見中の何の某の洋服ポケット内より、金何圓在中を拘り取らんとして發見せらる。と云ふやうに一遍の調書でした。私は、

『兎に角子供に逢はして下さいませんか。』  
と頼みました。

『君、おい——山田仁一ね——あの小僧——あゝ主任の部屋かね、留置場かね——あゝあつちか。』

なんて警官や刑事の聲が錯綜してきこえました。

間もなく一人のもの寂しそうな少年がじつと首を垂れて、警官に連れられて——と云ふよりはひつばられて、いつたやうな調子で刑事部屋の片隅にしよんぼり立ちました。

斯した性質の子供に珍らしく小ぎれいな、小倉の洋服を着て、真新しい靴下に革製の編上の靴を履いて居りました。

十二歳にしてはやゝ發育の悪い、感受性の強さうな、しかし、何處か上品な少年でした。

日焼けのした横顔、物わびしそうな姿は、何か幼い頃の私の弟の面影を偲びました。

私は胸が熱くなりました。

『あのいろ／＼調べなくてはなりません——兎に角お引受してまゐり度いんですが。』

『あゝ、さうですか、では何分よろしく。まあ感化院でせうね、ぢやあ山田、おい、これ、小僧、この先生の云ふことをよくきくんだぞ——解つたか、立派な學校に入れて頂くんた——もう悪い事をしないで立派な人間になれ、わかつたか。うゝん——』

なんて口々に言はれる言葉を殘して私は少年の肩に軽く手をかけながら警察の門を出たのはもう午後二時を過ぎて居りました。

少年の足取りは何かなし、ひよろひよろとして哀れでした。

『あなた仁ちやんで、云ふのね、そして、もう心配しないのよ、このおばさんに何もかも話して頂戴ね、まあどうしてそんな、恐ろしい拘摸なんて、そしてお兄さんやお母さんはどうしたの？』

少年は、ほつと、大きく吐息をついて、やゝ安心したやうに、又何物にか脅えてゐるやうに、落付きのない複雑な氣持と戦つてゐる様に見えました。

『先生——』と小聲で『僕これから何處へ行くの。』と少年は言ひました。

『これからね、あなたがいゝ立派な子供になれる學校へ行くの、ご本を習つたり、算術をしたり、歌も、體操も、——』私は胸が重くなりました。少年に安心の行くやうに細かに話しました。少年はだまつて私の云ふことを聞いて居りました。さうして素直に私に寄り添うて、S停留所から市電に乗り新宿の驛から上野行の省線に乗りました。この時はもう少年は何さなく落付のある自然な様子で、私の袖を左手で引く様に掴まつて、先に立つて車中の空席に着きました。自分の側の空席を、『先生こゝえ』と言ひながら微笑んで居ました。さうして何れもの子供等の爲すやうに、ぐるりと體を窓に向けて窓の外を眺めて居りました。

電車は走り出して、やがて戸山ヶ原にさしかつた時、少年は目を見張つて私に言ひました。

先生僕、此所の原つばを先達つてたしかに歩きました——親分と二人で。』と少年はなつかしさうに言ひました。

電車は何時か池袋の驛に着きました。二人は驛を降りて板橋街道を歩いて、兒童保護所の近くにまゐりました。午後の日ざしはなかく／＼に暑く、少年は日焼けのした顔の汗を小倉の洋服の袖で横拭きにぬぐつてゐました。



私は少年を連れて、とある、小さな道端の水屋に這入りました。店番のお神さんにニツ、いちご氷を頼んで一通り少年の話しを聞く事にしました。幸に他にたれも客もなく、お神さんは裏で洗濯をして居りました。少年の物語りは斯うでした。

少年は震災の時まで横濱市内の井戸川町に云ふ所に相當の生活を營んで居りました。父親は、土木請負業で、二三人の雇人も使用して居て、少年には思出のなつかしい家庭でした。少年は父母に取つてかけがいのない可愛い、たゞ一人子だつたのでした。少年は小さい時から體が弱く、お母さんは僕に、『ミツワドロップス』と云ふお菓子のお薬をお飯の時毎に與へました。さうして、お父さんの名は正次と言ひますお母さんはお露つて言ひます。

と少年はなつかしい思出を辿りながら話つゞけました。

『お露さんなんてやさしい名ね、あなたのお母さんはやさしい人？』

『えゝ！』と少年はなつかしうに言ひました。

お父さんは、近所の子供と喧嘩して叱られました。お母さんには叱られた事はありませんと言ひました。さうして大正十二年九月一日震災の時、父親は雇人二人を連れて仕事に出たきり行衛が知れず少年はお母さんと二人で命から／＼神奈川の方へ遁れて来る途中、大きな／＼川でお母さんは溺れて死んでしまひました。

少年は泳ぎが少し出来たので、ようやく命だけは助かり神奈川迄来た時、一人の三十五、六歳の立派なおぢさんに逢ひました。でそのおぢさんが――

『君、どこへ行くんだつて。』少年に聞きました。

少年は自分の事情をそのおぢさんに話しました、そのおぢさんは、

『それぢやあ君、これからこのおぢさんがお前のお父さんの代りになつて上げよう』

と言ひました。それから少年は夢中でそのおぢさんに連れられて、横濱の海岸の本牧と云ふ所の、立派なお家に連れられて来ました。

そのおぢさんの家には二三人の若い男の人と一人お女中がゐました。男の人達はおぢさんを親分と呼びました。そして時々美しい女の人が来ました。「そりやおぢさんのお妾さんでせう」と少年は年にませたことを言ふので、私は驚きました。さうして笑つてしまひました。

おぢさんは翌年の正月から少年を小學校に入れてくれました。

大正十三年四月少年は二學年に進級しました、おぢさんはその頃から少年を「柔道場」に通はしてくれました。

その年の夏頃からおぢさんは、時々少年に戯談のやうに「物を盗む」事を教へました。(例へば、お金をおぢさんの袖の中とか、懐とかに入れて少年に巧みに盗ませる)

少年は其の頃は、おぢさんが拘摸の親分だとは夢にも思ひませんでした。

少年は時折なつかしい両親の事を思ひ出して居りました。夕暮れなどは海岸に立つていつまでもいつまでも一人で居る事もありました。

其の年の暮、おぢさんは、十二月も押し迫つて松飾りも家々に飾られた頃本牧の家を疊んで、皆ん

など別れて、たゞ少年を一人連れ、一個のバスケットを提げて飄然として、東京、埼玉、神奈川、栃木、茨城を轉々として拘捕を働きました。

少年は何時か立派な少年拘捕になり澄まして居りました。少年は賢い子ですすつかり此のおぢさんに見込まれてしまつたわけなのです。

それから少年は宿屋で人達がみんな寢静まつた頃、おぢさんに拘捕の教授を受けたわけです、二三度恐ろしさにおぢさんの隙を覗つて逃げ出しましたが、さつそくおぢさんに見つけられ、ひどく折檻されました、其の時の古傷の跡が左の手の甲にあります。

少年は大變拘捕が上手でした。澤山拘つた時おぢさんは上機嫌で、何でも買つてくれるとなつかしそうに言ひました。少年は拘り取つた蝦蟇口を、おぢさんに渡すまでが一番恐ろしい怖い時でしたと言ひました。斯して少年は普通の子供とは別なおぢさんと二人切りの不自然な三年間を續けた譯なのです。

少年は語り終つて、じつ——と恥かしそうに面を伏せてだまつてゐました。

私は恐ろしい、少年の物語りを夢から醒めたやうに聞き終つて、邊りを見廻しました。

もう午後四時近くです。夏の日はまだ高く、暮れるに間がありました。時々乗合自動車が地響を立て、やけに土ほこりをまくし立て、走つて行きました。

二人は水屋の店を出て間もなく保護所の門をくぐり、受付に案内されて事務室に這入りました。教室からは、ピアノの音や何か教授をして居る女教師の甲高い聲がきこえて來ました。ひつこりと頭の

悪さうな、喧嘩な聲をした十四五の少年が——

「先生！ フットボールを貸してくれませんか？」といつて新らしく這入つた少年をじろく見たり居りました。

私は主任の方に、事情を語つて、よく頼んで半時の後に、寂しい氣持で少年に別れて來ました。

二週間の後、少年は非常に成績の善い事、智能診査の結果智力の普通以上の事などを知りました。

その後少年はM村の學校（感化院）に居ります。

少年を學校に尋ねた時寂しそうにして居ました。この少年にも悪癖の澤山あることも聞きました。

賢い少年の感化しがたい事なども聞きました。

何はともあれ、あたゝかい家庭の無い事がいとしくなりません。随分少年の家庭も調べたのですが、とう／＼それも解りませんでした。

其の後二ヶ月もたつた頃です。まだ朝もよう／＼に明けた頃、少年は、しょんぼりと、私の家の前に立つて居りました。學校を逃げて來たのでした。然し今は、またM村の學校に居ります。

私は時たま學校に少年をたづねます。M村公園の春は何も知らぬ顔に押しだまつて居ました。私はどれだけ少年の力になつて行けるでせう、これから少年の運命はどうなつて行くのでせう。（をわり）

### 自首して歸國するまで

時は大正十一年七月十九日午後一時頃、私は例に依つて不起訴處分を受ける少年の保護引受けの

爲、東京區裁判所の検事局を訪れ、N検事からMと云ふ當年十七歳の少年の保護を依頼された。彼の經歷と素行の一般は検事の調べと調書に依つて知る事が出来たので、私は豫め彼の考へを聞いた上で保護の方針を定め様と思ひ、彼の意向を尋ねた所、彼の云ふには、自分はこれまで永らく放浪生活をして来たのであるが、急に故郷の母が戀しくなつたので、これまで犯した罪を自首して青天白日の身となり、然る後働いて得た金を旅費にして歸國する考へで自首したのであるから、自分はこれから淺草に居る知人を訪ねて二三日厄介になり、それから何か仕事を見つけ働くつもりであるとの事故、私も彼が自首した心を信用し、その知人なる者が如何なる人物なるかを確めた後、二三日保護を依頼し、それから適當の職業を紹介してやらうと思ひ彼と共に彼の知人なる者を訪ねたるも、遂に見當らず、その中に日も暮れ果てたので、已むなくその日は斷念して引揚げ、それから小石川の幼少年保護所に同伴し、一泊させ様とした所、彼は以前こゝに來た事があるとの事で、泊る事を好まなかつたが今更行く所もなき故、無理にそこへ泊らせ、翌朝同所を訪ねた所、彼はこゝはどうしても居心地悪くて、一刻も我慢出来ないから、一時何處でもよいから就職したいとの事であつたので、彼の希望により神田の製本屋へ同伴した所、製本屋の主人は彼が頭髮はのび、目にはロイド眼鏡をかけ、容貌は頗るにやけ、身には霜降小倉の上衣と猿又一枚に足駄履きと云ふ異様の風體をなし、丈は十七と云ふに五尺四、五寸もあらうかと思はれる程の大の男で、一見して何人も不良少年と云ふ感起させる人物故、主人も薄氣味悪く感じたものか、色々六ヶ敷條件を持出した爲、遂にまごまごして物別れとなつた爲、私は又出直して外の所へ向けてやらうとした所、彼は自分一人で今一度淺草の知人を訪ねて

見たいこの事故、それなら今一度訪ねるもよいが、一體その知人と云ふのはどんな人間かと尋ねた所彼の云ふには、自分が上野署に拘留されて居る際、留置場で知合になつたHと云ふ者から聞いたので自分は未だその者には一面識もないが、そこに行けば一時厄介になれるから行けと云はれたためであるとの事であつたので、それならHなる者はどう云ふ譯で留置場などへ這入つたかと尋ねた所、それは喧嘩したためだとの事故、それならそのHなる者に尋ねたら詳しい事も分るだらうと思ひ、彼と共に上野署へ行き、Hなる者の人物に就て尋ねた所、同署の言に依れば、彼は春書密賣のかごでこれまで幾回も檢擧された事のある札付の人物なりとの事を聞き、私は今更の如く驚き、かゝる者の知人では同類か、左もなくても碌な者ではあるまいと思ひ、彼にその旨を論じて斷念させ様とした所、彼はその時初めて私に本心を打開けたのである。即ち彼は留置場で知合になつたHなる者から、春書密賣の事を勧められ、彼も丁度歸國しようとする矢先であつた爲、すつかり彼の口車に乗せられ、たつた今自首した口の未だ乾かぬ中に、早くも惡に心を奪はれ、それがため彼が知人なる者を飽くまで訪ね様とした心が分つたのである。私はこれを聞き、かゝる替り易い心では改悛したと云つても當てにならず、この儘彼の意にまかすれば、結局再び不良に陥る基故、それ程までに歸國したいものなら歸國させてやらうと思ひ、その日は瀧乃川學園に事情を話して一泊させ、翌日上司に事情を話し、旅費を支給して貰はふとした所、役所としては一應郷里の親許へ照會してからでなければ支出し難いこの事故、その旨を彼に告げた所、彼は郷里へ照會などされては歸れぬとて、照會される事をひどく氣にする故、それなら僕が自辨してやるから歸國せよと云つた所、彼は非常に喜び且つ安心し、私の問ひに對

して云ふには、彼は今まで警察でも亦検事局でもその他何人にも、自分の経歴に就て詳しい事は語らなかつた雖も、今度丈は何事も偽りなく云つて仕舞ふとて次の様に語つた。それに依るに、彼は青森縣の生れで、彼の父の實家は相當の資産家であつたが、彼の父は妻に死に別れてから父（彼の祖父）と意見が合はず、面白くない所から妾を持ち、別荘を造つて別居し、毎日酒を呑んで遊び暮してゐたのであるが、彼はその間に生れた子供で、彼が八歳の時父は酒のために腦溢血の如き病氣で歿し、彼はその後性行不良となり、親類や親の名義を利用して他人から金銭を騙取して費消し、親や親類の者に迷惑をかける事が多く、皆彼を持って餘してゐたとの事である。彼は又活動寫眞が好きで、西洋劇を見て空想を夢み、十歳の時一度と十二歳の時一度無断で上京した事があり、又北海道へも四、五回逃走し、十四歳の時函館公園で、或る夕ベンチに一人の少女が泣いてゐるのを發見し、彼女にその譯を尋ねた所、彼女の云ふには、故郷の父死亡の電報が來た雖も、旅費がないため歸國出來ぬこの事を聞き、彼は大いに義侠心を起し、それなら僕が金を工面してやるので、その晩公園で外人のオペラバツグを切り落して、八十圓なにかしの金を窃取し、そのうち三十圓を彼女に與へたこの事である、彼が拘摸を働いたのは實にこれが手初めとの事である。然し彼は後で彼女に欺れた事を發見したこの事である。實は彼女は淫賣婦で、男を騙す常套手段であつたこの事である。彼は小學校は六年の中途まで行きたるも、學校が嫌ひで退學し、十四歳の時無断家出して三度目の上京をし、爾來横濱、東京を放浪し、新聞配達、辨當屋、洋食屋等の出前持、土工その他數ヶ所を轉々したるも、何れも長續きせず、行く先々で掛金を横領したり、持逃げしたりして姿を晦ましてゐたのであるが、最近感ずる所が

あつて、自首しようとして上野署管内の交番に立ちたるも、最初の日には云ひ出し難くて二日目に漸く自首したこの事である。

尙聞く所に依れば、彼の父の實家では彼の父の妹が婿を取つたとの事であるが、彼の父の死亡後は往き來せぬとの事で、又彼の母の實家は以前は相當の資産家なりしも、彼の母の父が鑛山師に欺かれて資産の大半を失ひ、それがために彼の母の母は狂死したこの事で、彼の母の妹は百萬長者に嫁してゐる雖も、これ亦頗る冷淡で頼みにならず、彼の父死亡後は別荘を賣拂つて漸く生活してゐる仕末で家庭には母の外に彼の姉（母の連子）と弟二人あり、姉は婿を取りて一子を擧げたるも、生活上の問題で不縁となり、家庭は常に母と姉とが衝突して風波の絶間がないこの事である。

私は以上の話を聞き終りて、彼の境遇に同情の涙を澀がざるを得なかつた。そこで私は彼に一日も早く歸國して母に安心させよとて彼を促し、瀧乃川學園を辭し、途中自宅に連れ來つて夕食を與へ、尙風呂敷一枚に半紙一帖と雑誌一冊を與へ、また猿股一枚では夏とは云ひながら脛が露出して見苦しいので、有合せの半ズボンと與へてはかせ、上野まで同伴した所、彼はかゝるみすばらしい服装では郷里へ歸つても氣まりが悪いから、みなりを調へたいとの事故、横着とは思ひたるも、彼の意を酌み云ふが儘に服装を調へてやり、上野驛へ行つた所、青森行は午後十時發の特急なりとの事故、八戸までの切符と急行券とを買ひ與へ、小使も若干やつた所、彼も流石に喜び、これまでかゝる厚意を受けた事なく、この恩は決して忘れぬとの事故、その心持で早く歸り、母を安心させよとて彼と別れた。然るにその後約一ヶ月を経るも、何の消息もないので、私も不審を抱き、或は又氣が替つて歸國し

ないのではないかと思ひ、郷里の母に宛て、彼の歸國の有無を照會した所、次の様な書面が來たので私も漸く安心して一先づ保護を打切る事にした。

謹啓新秋の候御貴殿様より態々御叮嚀なる御書面に接し御厚情の段難有奉深謝候私悴M儀は過日無事到着仕候貴地滞在中は肉親も及ばざる御世話に相成りし由承はり誠に以て私初め家内一同御厚志の段は呉れぐも筆にては述べ難き次第にて有之候早速御禮狀差出すべき筈の所私儀遠方へ参り居りし爲遂に延引仕り誠に御申譯も無之候失禮の段は平に御容赦被下度候先は失禮乍ら書面を以て右御禮迄如斯に御座候 敬白

九月七日

### 運命を司る鍵

運命を司る鍵——本兒童が窃盜癖のあるてふ理由のもとに、本府宛保護を申請せらるゝと同時に、本員は直ちに所定のケースを調製して、鎖された運命の扉を開く鍵とした。

先づ保護申請者の家庭を訪問して、兒童の生活狀況、その他ケース記入事項等を調査し、續いて、尋常小學校及〇警察署を訪問して、詳細な事情を聴取した。これ等の聴取事項を基礎資料として保護方法の一原理を見出すまでに、約一週間を費した。その結果、本兒童は、さしたる不良兒童ではないが、家庭の躰け厳しきに過ぎて、兒童を支配する環境の不適當なるを認めたので、本兒童を先づ東京市幼少年保護所に一時收容の保護を委託する事とした。然して所内に於ける本兒童の生活狀況

を視察するかたはら、本兒童の身體検査、智能審査をうけしめた。又一方再び三度び家庭を訪問して保護申請の根本的理由の探求に努めてゐる間に、右幼少年保護所の入所規定期間三週間も残り少くなつて來た。收容中の本兒童の所内生活狀況は、學科、實科ともに極めて忠實に學習し、教師の命にも従ひ、收容中の兒童相互間の交際も圓滿にして快活且つ元氣、目立ちたる特色は、身體小柄なるに比して、比較的食物を多量に攝取する程度であつた。斯ふした外部的視察によつて、本兒童の窃盜行爲は、空腹の爲めにしたものであつて、本兒童の性癖よりなしたものではないと云ふ事を察知した。智能審査の結果も、心齡八歳八ヶ月、智能指數八七、多少神經質にして強情の氣味ありと云ふ程度で、異常兒童ではない事が判然した。身體検査の結果は、年齡十一歳身長三尺七寸、體重八貫三百五十匁、胸圍二尺一寸、營養狀態乙、發育丙、頭部に白癬、眼部に眼瞼緣炎の症狀を認めた。然る間三週間の規定收容期限が終末に近づいたけれども、本兒童は家庭に歸るのを拒んで、尙幼少年保護所に止る事を望んで止まない。故に止むなく叔父S氏（本兒童は父親に死別し、母親に生別して叔父方に寄寓してゐた）の出頭を求めて、右幼少年保護所應接室に於て、叔父、所内擔當教師、本員の三名卓子を圍んで、本兒童將來の方針に就て協議懇談した。この時、叔父の包み多い言葉の中に、本兒童の保護を申請した理由は、兒童の盜癖矯正の爲めでもあるが、今一つは本兒童が家庭に同居する爲、叔父夫婦の間にかくの風波の起り勝ちなるが爲めである事も察知せられた。これは往々一般の家庭の實情にもみうけられる現象である。又兒童の告白に依つて、叔父の不在なる時、妻女は實子のみ偏愛して、本兒童を疎んじ、食事をすら減食せしめ、時には實子に小遣錢を與ふるも、本兒童には與へない事などの事情も聽

取せられた。右の事情によつて、本児童には歸宅の意志なく、叔父亦家庭引取りを拒み、且つ感化院入院方を希望した。しかしながら本児童には、窃盜癖はあつても、未だ感化法に抵觸する程の行爲がない爲、本児童の保護方法として、理解ある家庭就職せしむるか、叔父の家庭に引き取りて教養するか、二つの内一つを撰定すべき事を協議し、遂に、就職保護と決定、一應叔父を自宅にかへらしめ本児童には改めて三週間の收容手続きをとる事とした。

本員は東京府少年職業相談所の門を叩き、「求人カード」閲覧の許可を得て、本児童の能力に適する委託先を求め、二三の候補者をたて、折衝したが、思はしいところもなく、受附當時から、約二ヶ月半の後郊外N町——番地A吳服店の了解をうけ、四月十三日該店に就職せしめた。

A吳服店は、主人と妻と祖父の三人家族、條件として夜學に通學せしめ、毎月五十錢の小遣錢と、月一回の公休日を與へられることとなつた。もし落ち着かば、當店には實子がないから、後日入籍しても苦しからずとの温い言葉をすら與へられた。本員右の趣きを叔父に報告、叔父は翌日當店を訪問して児童に關する一切の教養を主人に委任した。

一週間の後、就職最初の公休日(毎月二十日)を幸ひ、本員は本児童を同道して、叔父宅を訪問して一泊させた。二十三日當店を訪問せるに、本児童は、「一昨日叔父同道歸店したけれども、叔父の宅は面白くなかつた」と述べ、永く當店に働く事を決意した。かくて主人の同情のもとに、附近の専門病院に通院して、持病の病氣治療に努めた結果、眼瞼綠炎は快方に向つたけれども、白癬は未だ快からず、その後三ヶ月間訪問を繼續する事十數回、努めて人格陶冶に關する説話を與へた。身心狀況

ともに經過良好であつたが、七月二十二日に至つて、多少倦怠の模様あり、八月七日主人本員を訪問して本児童の生活狀況を報告して扱ひ難しと訴ふ。依つて一先づ本児童を幼少年保護所に同道してねんごろに訓誡す。九月、十月ともに經過良好、十月十日頃から一圓又は五十錢づつ、窃取して買ひ喰ひを始めた。爲めに十月十九日叔父をして該店を訪問せしめ、本児童を説諭させた。かくて十一月末日までに身體的疾患全く快癒し、快よく勞働に従事して經過頗る良好であつた。依つてこの赴きを叔父にも傳へ、本児童の保護を經過良好の故をもつて「ケース打切」の部にうつさん事を仄めかした。而るに十二月に至つて、本児童の氣性粗放に流れ、マッチをもつて放火の眞似をなす行爲あり。たま／＼十二月三十日、當店の年末大賣出しにて多忙なるにも拘らず、街路へ遊びに出て、店務を手傳はず、主人は取り引きにて外出中、妻女は本児童を呼び入れんとするも肯んせず、依つて自ら手を引きて店內に誘ひ入れて聊か叱責せるに、命に従はざるのみならず、却つて反感をもち、遂には立腹して反物切斷用の鋏をもつて、貴様を殺すぞと脅迫し、果ては鐵道自殺をするとして進行中の列車をめがけて飛び込みたるも、幸ひ近隣の人々の目に觸れて、助けられ、一命は無難であつたが、この騒ぎの爲當日は營業不能に陥る。夕刻主人歸店してこの事を知り、夜更けて本員の自宅を訪れ、處置方法の指導を求む。直ちに叔父方に打電、速刻來訪を求めて大晦日、主人、叔父、本員協議の結果、年末匆忙の際でもあり、官廳は年末休暇中でもあるので、止むなく爾後交渉は暫らく保留延期して、取り敢へず本児童を叔父方に引き寄せさせた。

願みるに昭和二年一月廿七日の年頭曆日、本児童を受附てから今日昭和二年十二月三十一日の最終

暦日まで約一ヶ年内の保護は、本児童の肉體的疾患の全癒をみたのみで、精神的疾患は治癒せず、一ヶ年の苦闘空しく、に終局を告げた。

年立ちかへつて一週日の後、本員は本児童の過失行爲をもつて、精神に異状があるのではないかと憂へて、神経科の専門醫の診察手續中、保護者S氏の妻女から、同日投函二通の書面が舞ひ込んだ自宅宛の一通は、本員を不信任したもので、に記すに忍びない。本府宛の書面には、昭和三年一月六日附（拜上早速ながら御願申上候、日頃一郎儀につき色々御厄介に相成り先頃は、大變よろしく相成候由にてわざわざ御訪ね下されたいに、よろこび居候ひしも事實は左様でもなく此度はまた先方をさわがせ候様の仕末只今主人同伴歸り來り候へども一刻も早く保護所の方へ御收容相成度、私よりも御ねがひ申上候次第に御座候）とあり、これによつて家庭が未だ本員等の事業を理解せず、又妻女の心一點も本児童に對する同情なく、如何にも疎遠せる事情も推知せられて、本児童を家庭におくに忍びず、もとより年末年始の折とて止むなく一時を過ぎさせたものであるから、一月十日に至つて、叔父をして本児童を幼少年保護所に同道せしめた。叔父は再び感化院入院方の希望を繰り返へして止まない。

十一日専門醫の診察をうけた所「神経質の児童は、發作的狂暴性に陥ることはあるけれども、本児童には、毫も精神に異常を認めない」と。けれども本児童は先に狂暴の行爲があつた爲めに、A呉服店は勿論、保護者の宅にも赴かれない。暫く所内に一時の生活を托した。この間本員は、新方案の樹立に考慮をめぐらしつゝ、爾後交渉の爲、A呉服店叔父方を往復して過失の結末をつけるに努め、且つ再び少年職業相談所を訪問して、求人カードを繰つた。この度も二三の候補者をたて、折衝の後

二月十五日、K町字K——番地婦人子供帽子製造K氏方に文書交渉をなし、二十一日快諾の内報をうけて、本員訪問の上環境その他の調査をなしたが、家族も少く、閑靜の地に至極適當と認められたから、吾々の事業の趣旨を述べ、且つ本児童の保護經過事情のすべてを物語つた。

二月廿九日 本員幼少年保護所に出張、事務連絡交渉中、叔父が本児童の爲、シャツ一枚を持参したのを幸ひ、右就職交渉中の事情を語つた所、三月二日自ら同道して、K氏方に赴きたい旨の申し出があつた。よつてこの希望のまゝに委す事とした。三月五日K氏から、本員宛本児童の經過の報告があつた。（拜啓過日拜顔の節は失禮仕り候御高配に依り御差し遣されし——事去る二日S氏に伴はれ候て相見へS氏の御口上も拜聽仕りて御預り致し候本人も目下の處は極めて從順に猶ほ壯健に候間憚乍ら御休慮被下度甚だ略儀乍ら端書にて御報告申上候 敬具）と。經過良好と認められた。越えて三月二十四日叔父から、叔父宅がN郊外の町に轉居の報知があつた。經過良好のまゝ、八ヶ月を經過、本員委託先K氏方を訪問する事數次、訓誡童話等を試みて、人格の啓發をはかり、且つ職務に忠實であるやう奨励した。この間叔父亦訪問激勵する事一回、十一月一日委託先を訪問したが、本児童は脚氣病の爲、全身が腫れて勞働が不自由であつた。心當りの醫師から、脚氣の薬を貰ひうけて之を與へた。十一月二十日に至つて、むくみは全く快癒した。（この内八月廿八日から十一月二十日まで市外O町のK、T、なる十三歳の男兒をも當家に委託した所、本児童との間には、何のわだかまりも生まなかつたが、K、T、は大工等の荒仕事を好んで、靜かなこの家庭を厭ふ爲十一月二十日この店を辭して、市内の某大工店に轉職せしめた所、この方にて經過良好に勞働してゐる）爾來約五ヶ月良

好に經過、昭和四年の初春を迎へた。この年三月二十九日に、本兒童の故郷から、はるく、某牧師が、教會の傳道事務打合せの爲上京したついでに、K氏方をも訪問してくれた。これは本兒童の實姉S子からの依頼によるものであつた。S子は過ぐる日故郷で結婚し、弟の出世を楽しみに、貯金をなし、上京して面會の機を待ち、將來は弟を故郷に引き取り度いとの旨が傳へられた。かくて本兒童の心に、和かい感情も芽生え始め、讀書の氣もおこり、主人の理解にて夜學に通學の準備をなし、將來の希望のまゝに健全に勞働に従事してゐる。

#### 職を興へるまで

大谷石の産地として名高い栃木縣河内郡城山村の一石工の子として生れたのが、當年十六歳の渡部安次君（假名）であつた。

彼にはまだ三人の實兄姉と四人の義弟がある。

「人の性善なり」とは釋迦も孔子も認めてゐる通り、安次君とても決して最初から不良兒ではなかつた。彼を不良化せしめた多くの原因は家庭にあるといつてもよい位である。

安次君の實父は本年四十五歳になる男盛りであるが、素行は決して善良ではなかつたのみならず、仕事は石工といふ荒業でもあるためか、大酒呑みであり、同時に好色家であつた。

既に實父が廿四歳の時、そして母がまだ十六歳の時、本年廿二歳になる長兄が生れた。そして安次君はその四番目の子として生れたのであるが、夫婦間は内縁のため庶子となつてゐた。所が不幸にし

て母は安次君が三歳の時胃癌のため此の世を去つてしまつた。安次君等四人に取つてはどれ程悲しかつたか知れないが、實父は寧ろ反對に喜んだらしい。

間もなく後妻は迎へられた、而かもその女は元は同地の車夫の妻であつたものが、夫婦別れをして來たもので、酌婦上りの女と聞いたゞけでもその大體を知ることが出来る、不幸にして安次君等四人はこの女を繼母として迎へねばならなかつたのである。そして間もなくその間には十歳を頭に七歳、四歳、三歳の四兒まで成すに至つたのである。

實子が生れ、ば繼子いぢめは常である。その後の安次君等四人の兄姉といふものは、母戀しい涙の日を送らない日は一日も無かつたのである。そしてその望みは次第に彼等を精神的にも物質的にも惱みのどん底に落し入れてしまつた。

實父の不行跡は相變らずであつた。勿論子供のことなどは一向かまはなかつた。

それでも實兄だけは義務教育を終つた。そして二三年は父の仕事に素直に手傳つたが、漸く思慮のつく十七の秋苦惱に堪えかねて獨り郷里を捨て、東京に逃れて來てしまつた。そして漸く本郷駒込の某家具店に落付くことが出來た。けれども故郷に残つた弟や妹の身の上を案ずることはひととほりになかつた。間もなく姉二人も小學校は三年にして半途退學して奉公に出された。しかしこれも父の仕事で恐らく賣られたらしい。そして最後の受難は安次君にかかつて來たのである。

三歳で母に別れた安次君は繼母に一番厄介になつた。それだけ又一番苦痛をなめて來た。漸く知慧づきかけて母の愛を知ろうとする頃、全く繼母の冷たい手にいだかれねばならなかつたのである。そ



して彼の性質は全く先天的に近い程に一變させられてしまった。

安次君は五歳の時既に不良行爲があつたのである。否家庭が無邪氣な安次君に不良行爲をなさしめたのである。勿論その當時の安次君には一錢の小遣錢も與へられなかつた。お菓子も勿論、三度の食事さへ充分與へられなかつたのである。子供に取つてこれ程苦しいことはないと思はれる最大級の苦痛をなめさせられて來たのである。

或る日安次君は村の小學校へ遊びに行つた時、そこには野球の試合があつた。その中に交つて初めは物珍らしさに見物してゐたが、勿論判る筈がない。次第にあきが來たので、附近を見廻してゐると丁度横に自轉車が一臺乗り捨て、あつた。その上には箱が置いてあつた。何心なく手にして見ると正しく金の音、忽ち子供心にも慾心が起きて持つて行かうとする所をすぐそばにゐた生徒に見つかつてしまつたのである。聞けばその箱には野球部の會費が入つてゐたのである。

事件は簡單であるが、これが安次君の不良行爲を犯した最初である。狭い村の事故、間もなく響き渡つて安次君は立派な不良兒の折紙をつけられてしまつた。後にこれを知つた實父繼母の怒りは如何ばかりであつたであらう。益々その冷遇は強くなつた。

八歳の四月小學校へ入學したが、十一歳の正月三年を中途で退學せしめられた、成績は良くなかつたが、これも繼母の仕業らしい。そして十二歳の夏頃まで九一年半は父の仕事の手傳をさせられたのである。

その由を傳へ聞いた東京の兄は非常に案じて、何とかして弟を救はんと考へた。出来ることなら上

京させて奉公させたならと思案した。その後は仕事の餘暇を見ては市内を探し廻つたのである。所が運よく淺草の某所に貸車業の小僧が見つかつた。喜び勇んで早速そのことを實父の許に通じ、弟の上京を懇願した。實父も繼母も手許に置きたくはない矢先であるから無論反對しなかつた。そしてそれから十日程経て安次君は東京の地を踏み、生れて初めて他人の飯を喰つたのである。奉公は辛いものであるといふことは兄からもよく言ひ聞かされて來たのであるが、それよりも彼の心からどうしても取れないのは小さい時から殆んど先天的に植え付けられて來たいぢきたない心である。物を欲しがる心である。無やみに喰ひたがる心である。そしてその目的を達せんがための盗みの心である。

奉公に來て見ても矢張り周囲はさう彼を恵んではくれなかつた。食物と云つても與へられた以外は口にすることは出来なかつた。家にゐた時と同じ様に食慾は相譯らず満足出来なかつた。初めの一、二ヶ月はそれでも無事に過せたが、二、三ヶ月する中に彼の心も次第にゆるんで來た。そして盗んで喰ふ事、買つて喰ふことを覺えてしまつたのである。買ふ金は貸車賃を受取つて主人に渡す前に幾分か、又は全額を着服して飲食に費消するのが彼の常習となつてしまつた。

主人も初めは氣がつかなかつたが、そのうちに次第に知り、注意する様になつた。けれども彼は何のために金を胡麻化すのかはつきりその理由を知らなかつた。然し彼は喰ふ以外には何物にも使用しない。たゞ食物さへ充分に與へれば未然に防ぐことが出来るのである。

處が到々最後の日が來てしまつた。即ち警察の保護である。それは昭和四年三月十八日午後六時頃主人の使ひで附近の店へ拾圓紙幣で脱糸綿を買ひに行く途中、その金を着服して淺草公園に行き、そ

の中、金五圓七十五錢を除き、全部飲食に費消した事件である。そしてこれがため二日拘留を喰つて本府で引取り、幼少年保護所に收容となつたのである。

この事件のときの主人の激怒と兄の驚きは如何ばかりであつたであらう。就中兄の心配は實に氣の毒な位であつた。早速私の許にかけつけて相談し、恰も自分の犯せる罪の如くに詫びた。そして何とかして自分で責任を持つて弟を眞人間にする故、元の主人の處へ歸して呉れる様歎願した。私も氣の毒に思ひ、安次君の生立を聞き、又本府保護の誤解なき様懇談し、將來に就ては私も責任を持つて最善の方法を構する故、安心して歸る様話して引取らしめた。

三日程して東京府兒童研究所で行つた智能審査の結果は次の如くである。

年 齡 十四歳 四ヶ月  
心 齡 八歳 十一ヶ月  
指 數 六一

全く豫想外の結果であつた。然し勿論感化院に入院を要する程度でもない。

けれども問題は再び兄の願ひ通り元の主人の許に歸すべきか否やである。勿論兄としては最初自分が頼んだ關係上それを願つた。然し本人の智能その他を考へて餘程考慮を要すべき問題となつてゐる。それで三回許り主人の宅を訪問して先方の氣を探り、内情を調査した。勿論再就職に就ては本人さへ心を直せば異議のない様であつた。然し私が警察及附近の評判を聞いて綜合して考へた時、再就職は全く不適當と信じた。

それは第一に、仕事が賃車業なるがため、時間の餘裕多き事、第二に金錢の取扱をなすこと、第三に將來本人として自活の見込少なき商賣なること、第四に種々綜合するに主人が此の種の兒童を扱ふに適當せざること等の理由で、兄の諒解を得た。

それで本人に最も適當した仕事で而かも頭腦の要せない仕事を物色した處、不圖も本所錦糸町に菓子製造店のあることを知り、早速調査して見るに家は差程大きくはないが、主人夫婦も理解あり、仕事も簡單で將來も本人の勤め次第で自活も出来るとの確信を得たので、丁度安次君を引取つてから十二日目に就職させることが出来た。勿論菓子店と聞いて彼も大喜びであつた。

其の後一週間は毎日訪問して様子を見た。直接主人及び安次君にも遇つたが、又時には本人に度々來るために監視されてゐるといふ様な氣分を起させても失敗と思ひ、單に店先を通行人風に足早に通ら過ぎて様子をかゞつたこともあつた。けれども一ヶ月目には到々彼は胃病を起した。例の慾心から盛んにつまみ喰ひをやつた結果らしい。懇々と諭して二、三日過ぎて行つて見たら經過も良好になつてゐたが、今度は本人も餘程懲りたらしくその後は全くやんでしまつた。

その外三ヶ月目頃に使ひに行く釣錢で、そばを喰つて歸つた以外は今に至るまで約一年半になるが、至極經過は良好で、例の慾心も大分満足したらしく、兄も時々本人を訪ねては喜んでゐる。取扱者としても尙安心せず、本人の將來を祈りつゝ尙保護を續けてゐる。

大正十四年の冬も迫つたある日の事だつた。生活に疲れ切つた様な男が、乳兒の收容保護を願ひ出て來た。

男は大林久三と云つて、赤坂臺町に住んで居る貧しい蒔繪師である。

久三の話はかうである。

妻は十月三日に男の子を分娩したが、産後尿毒症に罹り、引き續き病床にあつた。それでなく共家族が多いので、日頃から不足勝の生活であるのに、妻の看護と赤坊の世話で家業は手につかない始末だからその日の糊口にも忽ち窮する有様となつた。

處々破れた垢だらけの疊の上には足の踏場もない位に取り亂され、逃げ口のない閉め切つた室の中には不潔な空氣が息つまるまでに一杯に満ち、薄暗い六疊の一隅には身動きもならない重病人が横はり、その傍らに生後二ヶ月位の赤坊が乳慾しさに火のつく様に泣き叫んでゐた。

赤坂と云へば直ぐ塀を廻らした家を思ひ起す位に有産階級の多く住んでゐる處に、よもやこんな悲惨な家のあるのを誰が想像をしてゐるであろうと云ふよりは、むしろ餘りにも掛け離れた二つの階級が隣り合せて住んでゐる事の運命の皮肉さに誰もが陰鬱にされてしまふ。

妻は苦しい吐息の下から若しこの子も面倒を見て戴ければ慾しいお乳も澤山飲めるし、どんなに幸福かこれやしないと云つて日々重り行く許りだつた。

久三はこのまゝでは餓死するより外にないのでやむなく役所に救濟方を願ひ出たのであつた。

それから間もなく大學病院の小兒科病室にその赤子は入院出來たけれど、約一ヶ月許りで消化不良

を起して重態に陥つた時、小兒科の先生は斯んな時慾しいと思ふのは人乳であると話され、早速良き乳母を一生懸命に探して雇ひ入れ、色々と手を盡した甲斐もなく、病院の白いベットの中で十二月二十五日の夕べ酸素吸入をしながら小さい魂は遂にこの世から去つてしまつた。

世に生れて三ヶ月に満たない月日を暖かい母の懷に抱かれた事もなく。

三歳だつた次男も養育する事が不可能だつたので、赤子と前後して、同情園に委託收容した。それに引き續いて妻も信濃町病院に入院出來たけれど、翌年三月三十一日不安の内にも幾分の望みと不幸の内にも現在の幸福を思ひつゝ、肝臓肥大症を併發して我兒の後を追つて永の眠りについてしまつた。

妻の入院當時長女の君子は仲之町小學校五學年在學中だつたが、その後程なく姿が見えなくなつたそれと同時に新宿の吉田屋バーに十二三歳の小娘がおどろくしながら働いてゐた。

君子は一家の窮乏を救ふため、バーに三ヶ年百二十圓の前借で子守奉公に住み込んだのである。然し子守とは名だけで、實は女給で朝は十時頃から夜は二時三時頃まで、一寸の暇もなく追ひ使はれ、餘りにも過激の勞働に夜もろくろ寝めない爲に一層疲勞は加はる許りで、終に堪へ切れず、救を求めた手紙が突然二月上旬君子から舞ひ込んで來た。

私は今新宿の吉田屋バーで働いて居りますがでも私にはこの空氣にはどうしてもしたしむ事が出來ません、へ來てから風を引いてゐますが今だにその風もなほりませんし毎夜芝居がすむと大酒を飲むこわい小叔さん達が來て亂暴が始まりますでも私には百二十圓の前借があります若しこゝから出られまして他で働く事が出來ますならごんなに働いてでも返しますから是非御救ひ

下さいませと。

この手紙に驚き、早速父親と相談の上、参拾圓の金を調達させ、残金は月々返済するから君子を返して貰ひたいと吉田屋に交渉をした。然し雇主は容易に返さうとはしなかつた。

商賣人は暮の百二十圓は大金だし、それなのに今になつてたつた三十圓許りの金でとても話にならぬ。前借金の中本人の今日まで働いた分を引き百圓だけ耳を揃へて持つて来た時には御返ししようと思つた。断然はねつけられてしまつた。その後數回に亘つて交渉してゐる間に三十圓と云ふ金も生活費に使ひ果してしまひ、益々君子を引き取る望みは無くなつてしまつた。

やむなく上司に計り社會事業協會より百圓を支出願ひ、又も交渉を續けた結果、漸く望み通り本人を引き取り、六月より仲之町小學校の六年に編入させ、時折家庭を訪問しては督勵した。

その年も暮れ、翌年の昭和二年三月二十五日には優等の成績を以つて卒業した。卒業後君子は赤坂臺町の山中氏方に女中奉公に住み込んだ。

久三は重ね々不幸續きの所へ長男の通學兒を抱へ、不景氣で仕事はなし、借金に借金はかさみ債鬼からは矢の様な催促に苦しんでゐた。

偶々仕事にありつけば債鬼は先廻りして仕事先から賃金を横取りをしてしまふと云ふ風で、いくら稼いでも、債鬼からは逃れる事は出来ず、そんな工合で生活は前にも増して苦しくなる一方だつた。その上近所の者は男手一つで家屋内外を不潔にして置いたため、家主に苦情を云ふ、無論家賃は拂つてないから家主からはこれ幸ひと立退きを命せられた。

元來小心の久三は妻の死、生活苦、愛兒の死、不景氣、債鬼、立退きと云ふ風にあれやこれやと行き悩み遂に精神に異狀を來たし、昭和二年九月十一日午後七時頃子供を遊びに出し、その隙に髮剃で自殺をはかうとしたが、子供に見付けられた爲、一層狼狽して蚊帳の釣手と電氣の紐で縊死を計りたるも、子供の註進にて近所の者が駆けつけ漸く一命を取り止め、直ちに町會の手を経て順天堂病院に入院したるも、自殺の虞れあるため、更に警察の手を経て同年十月十七日青山腦病院に收容されてしまつた。

残されたのは十歳の長男で仲之町小學校在學中であつた。

この出來事は世の同情を引き、長男を自宅に引き取つて世話を仕様と云ふ奇特の人も出て來たが、皆小僧がはりに晝間使ひ、夜學にでも通學させ様とする様子が見えたので、終に凡ての申し込みを一掃して、本部にて協議の結果委託收容費として月額十三圓を協會より支出し、小石川關口臺町の玫瑰塾に昭和二年十二月十九日無事入塾せしめ、翌二十日より關口臺町の臺町小學校四年に轉校し、通學をする様になつた。

かくして東京府は一人の乳兒の保護に端を發して、遂に一家悉く救助するに至つたのである。

### 乳兒を抱へて

華かな都會生活の裏に蠢めく數多い哀話の一つ、ザラにある

事實で決して物珍らしいものではないが………

## 夫・妻・子

亭主、三十五歳。大工職を業として居たが、昨年三月末窃盗罪で刑務所に收容された。今年の十月にならぬと釋放されないさうである。……

その妻、三十六歳——は、夫の入獄以來収入の途全く杜絶し、生活に窮した揚句、散髪器一挺を携へて附近の子供の頭を刈つて歩き、僅かな口錢を貰つて漸く餓死から免れて居た。

併し既に妊娠中であつた彼女は、昨年暮或る慈善病院で男兒を分娩してからは、乳兒を抱へて身の置きどころ無く、病院の骨折りやつと引取られて行つたのは、府下の極く邊鄙なところに住む貧乏な兄夫婦の家であつた。

産後肥立の悪いこの哀れな母子が兄夫婦の家に引取られると間もなく正月で、今は昭和四年も早や二月となり、約七十日の日時が流れ去つた。

## 兄 夫 婦

兄夫婦はもう五十歳前後の年輩で毎日子供相手の玩具行商を業とし、極めて可細い生活を送つて居るのであつた。晝間訪れると、六疊二疊の二間限りの長屋で、何の飾りもない薄暗い一隅に坐り込んで、嫂は一錢玩具の製作に餘念がない。作つては賣り、賣つては作る。これが彼等の夜晝の仕事である。聞けばこの夫婦は屢々幼兒の手を曳き、共稼ぎで賣つて歩くこともあると云ふ。

斯うした貧乏世帯の家に、犯罪者を夫に持つ産婦が乳兒携帯で入り込んで來たのである。いつまで無事で済んでゆくか之は疑問でなければならぬ。

## 貧乏と不和

彼女は産後の肥立が悪かつた。眞青な顔して仕事にも出られず、剩へ母乳が出ないため牛乳で赤ん坊を育てねばならなかつた。大人一人の居候でさへ兄夫婦一家にとつては非常な重荷であるのに加へて、この赤兒に與へる牛乳代に至つては、尙更に大きな脅威であつたことは想像に難くない。

兄夫婦と彼女との間には次第に氣まづい感情が渦を巻くやうになつた。特に兄の不在のときなど、嫂と彼女とは障子一枚を隔て、全く心から不愉快な對立を續けねばならなかつた。

榮養物の不足から彼女の衰弱は容易に回復する模様は見えなかつた。乳兒も亦榮養不良のため少しも大きくならず、いつまでも年寄りのやうに萎びた顔つきをして居た。

どう／＼我慢のしきれなくなつた二月の或る日、彼女は瘦せこけた赤兒をしつか抱へて、蒼白な顔して役所を訪れたのである。

## 母 性 愛

彼女の願ひは、現状のままでは母子共に餓死するより外ないから、身一つになつて働いたため赤兒を役所の方で預つて貰ひたいと云ふのであつた。

調査の結果彼女の願ひは聞き届けられ、數日後、乳兒を某育兒所に預けてくるやうにと云ふ役所からの通知を受取つて、彼女の喜びは非常なものであつた。

早速、遠い田舎道を物ともせず、漸く乳兒を無事預け終つて歸宅すると、彼女は流石に安堵したやうな、また言ひ知れぬ空虚な思ひに閉ざされるのであつた。

夕方も過ぎて夜となつた。獨り冷い寢床に入ると、彼女の胸には頻りに子供のこゝろがまざく／＼と想ひ出されてその淋しさに堪え難く、眼は益々冴えて興奮する許りであつた。

翌朝夜が明けると彼女は取るものも取り敢えず再び役所を訪れた。そして係員にその苦しい眞情を訴へて子供を手許に引取りたいと泣き崩れたのである。

係員もその痛々しい母性愛の眞情には少からず動かされたので、乳兒は僅か一夜を育兒所で過ごしたのみで、再び母親の腕に抱かれることゝなつた。

そしてこの哀れな母子に對しては、某社會事業團體から若干の救助金が交附されることになつた。

### 愛兒の死

赤兒は母親の手に返り、若干生活費も支給されることになつたので、彼女は窮地に一縷の光明を望んだ心地して、氣分の良いときなどは、乳兒を負うてバリカン片手に附近の子供達の散髪をして歩いて小遣錢を稼ぐのであつた。

斯くて彼女の健康が回復すればするほど、自力に依る稼ぎ高も殖え、ごうにか母子二人の生活は支

へられてゆくのであつたが、産前産後を通じての極端な貧窮は、既に赤兒に致命傷を與へたものゝ如く、母親必死の看護もその效なく、翌月中旬には、哀れむべしこの幼きものは生後三箇月にして無慘骨と皮ばかりの姿で死亡したのであつた。

彼女は涙を以て型ばかりの野邊の送りを濟ませた。勿論、役所の情けに依つて若干救助金も惠まれまた葬式も無料で取計はれたのであつた。そして愛兒の死に限りなき悲哀を味ひながらも、他面、その死によつて始めて我が身體が自由な身一つに解放されたことを意識するのであつた。

### 其の後

幸か不幸か愛兒の死によつてその惱める窮地から救はれた彼女は、その後間もなく職を得て他家に住込むことになつた。そして親切な主人に勞はられ乍ら無事な月日を送つて居ると云ふ感謝の手紙を寄せたこともあつたが、それから先はごうして暮して居ることか以後便りが無いので知る由もない。併し同年十月には先に入獄した夫が釋放された筈であるから、それ以後は何處かでまた夫婦同棲して居ることゝ想像されるのであるが、社會から爪弾きさるゝ刑餘者とその妻の生活は、想つてみても依然決して惠まれたものではないであらう。

人生徒らに受難の日のみ多い。希くば彼等の上にも幸福の訪れんことを。

「植村の家が金満家だものですからね、裁判所でも警視廳でも、みんな買収されてゐるんですよ。だから、私なんか行つても氣違ひ扱ひにして……」かう、だしぬけに私のところへ言つて來た四十五六の女がありました。その背には色白の愛苦しい男の子がオクン／＼と笑つてゐるのです。「まあおかけなさい、」と私は椅子を出して、「あなたの御用向を初めから伺はせていたゞきませう。突然では一寸私にもわかりませんから……」

「あゝそうでしたね、あなたには、まだお話しした事がありませんでしたつけ」と背中の子を二三度ヨイ／＼とさあやしてから「この子の事で伺つたのでございますよ」

「あ、さうですか、あなたの御子さんですか？」

「いえ、それがね、曰くのある子でして……」と彼の女は、その子に就いてのあらましを物語つた彼の女がその事に就いて語り出せば社會課一同が注意をひくやうな、無類な話法を持つてゐた。それは時には頭のよい女だなど思はせ次の瞬間には少し氣が變だなど疑はせ——たかと思ふと、やつぱり正氣であると感じさせるやうな論理を持つてゐるのであつた。

併し彼の女が語り始めれば二時間でも三時間でもたて續けに口を動かしてゐた。時には、肌をぬいで腹卷の中から彼の女のいふ證據物件なるものを出して見せた。

私は今、彼の女と、社會課に於て面會した事と本所の愛國婦人會の隣保館に彼の女を二三回訪れて調査した事及び警視廳の人事相談部に於て、その××氏と面會して尋ねて知り得た材料と、彼女が最初私を驚かせた時の植村なる人の友人から聞いた事等を綜合してほんの筋書を書き、事件の發端か

らその經過を一部お知らせ致し、かうした事も、この地上に起つてゐるのかといふ御參考までに供しませう。たゞおことはりいたしておく事は、固有名詞は、大體に於て變へておきました。事があまりに深刻なので本當の名を書く事が色々の方面に悪い影響を及ぼすのを怖れてゝす。

四十五六の女とは、原田とりと申します。北九州で夫は、或る中學の生徒監をしてゐた特務曹長でしたが夫が病死して以來、とりさんは小學校の先生をしたこともあるのです（彼の女の腹卷の中には當時の辭令も入つてゐます）

夫の死後總べてがうまく行かず、長男と長女とは自ら連れて上京し、二男は、中山といふ醫者に養子にやりました。

上京して、南郊に間借りして昔習つた裁縫やミシンを教えてゐました。長男は、藥學専門學校に通ひ妹は家で母の助手をやり、近所の女琵琶師のころへ稽古に通つてゐました。同じ女琵琶師のところへ出入りしてゐる或る宗教大學の學生に植村正完といふのがありました。中部地方の或都會の財産家に生れたが、父が妾と同棲するやうになつてから、母は或る劇場を經營して、もはや二十年になりこれ又數十萬の金を持つてゐる。しかし彼は、その近郊の或る寺の養子になつてそちらから學費として、百圓以上を月々送つてもらつてゐました。

植村正完と原田とりさんの娘みづえとは琵琶師の家で常に顔を合せるやうになりました。そのうち娘の兄が呼吸器病で死んだ事や琵琶會の事などで、植村は原田とり、みづえ母子のために金品を送る事などが多かつた。その年も暮れに近い、十二月十三日みづえが植村の下宿へ琵琶の撥を返しに行き

ました。そして、十二月十七日には植村がみづえの家へ遊びに行きました。

翌年の二月末頃みづえは顔がほてり、唇が青くなり易くなつた。休みに歸つてゐた植村は歸京して黒塗の下駄と娘の襦袢とを御土産に持つて來た。みづえの母は、その時二人の關係を不思議に思つた娘にたづねると、「實は月のもものが止つてゐます——」と母に答へた、母は自分のところへミシンを習ひに來る植木屋の妻君に話した、植木屋は自分のお出入りの辯護士に、よい事件を與へるつもりで（植木屋の）弟の三百代言を通じて話した。その中には元警部や壯士のやうなものも居て、結局、植村を呼び出し、彼等數人が、前年の十二月十七日に起つた植村とみづえとの關係に關して次のやうな證文を植村に書かせた。

證

一貴殿ニ對スル昨年十二月ニ於ケル性情行爲ニ對シ小生一個人相當ト認ムル範圍内ニ於テ  
責任ヲ負擔致ス可ク候後日ノ爲一書依テ如件

昭和三年三月八日

××町××四八二番地 井田方

植 村 正 完 印

こんな事から、植村は、東京或はその附近にゐる事を恐れ國に歸つたのか或は身をかくしたのか居所が不明になつた。

これより前母のとりは、長男の病中藥代にもと或工場に夜分だけ勤めたのであるが、その工場の

女工監督の爲に首ととりかへに身をまかせて四十を出てから子を持つてゐた。

植村が居所をくらましてから、母のとりと妊娠せる娘のみづえと、母の私生兒と三人は中部地方の或都會の植村の家をたづねて出發した。娘の習ひ覺えた琵琶を流してその都會へ着いたのである。最初植村の母の營む劇場に行き一部始終を物語つたところそれでは父の方へといふので、妾宅の方へ植村の母が召使に案内をさせた。しかし植村の居所はわからぬ事になつてゐた。

三人のものはとにかく山の頂上の家に置かれて味噌、醤油、米等を送られて生活してゐたが、或る日、植村の父から産婆が廻されて來たのに診察して貰ふと、七月が産み月であるといふのであつた。即ち父は、例の證文と産み月とが違ふといふのを楯にして三人を山から追ひ拂つた。三人は再び流浪の旅に出た、そして産婆の診察は間違ひで九月初めにまる／＼した男の子が生れた。とりさんは、産婆が植村の父に買収されてゐたのだと知つた。

彼の女はそれ以來、何事にも買収といふ言葉を使ふやうになつた。不幸にして産後の日立ちが悪く娘のみづえは安宿で死んだ。とりさんは、自分の私生兒を歩かせ、みづえの産んだ子を背負つて歩きまはつた、そして又不幸は單獨ではなかつた。自分の私生兒は疫癘で死んだ。

とりさんは、再び植村の家を訪れたがとり合ふどころか、かへつて、ゆすりか何かのやうに警察に突き出してその都會から追放した。とりさんは警察も買収されてゐるのだと思ひ込んでしまつた。彼の女の頭は、もうすつかり亂れてしまつた。

東京へ歸つてからは、植村の行つてゐた宗教の大學へ訪れて、全部を學監や教授に訴へた。



そしてその人達から同情されて金を貰つた。

しかし、さう度々さういふ事は出来ないで遂にハンケチなどの行商といふ名で方々を歩きまはり同情のある人に會ふと、例の一部始終を物語るのであつた。

流れ／＼して本所に至り、警察や隣保館の厄介になつた揚句、子供をあづかつてもらひ度いと東京府に來た。私は、その子の名前を聞くとまだ戸籍が入つてゐないといふ。

「この子はね、どうして／＼二百や三百の金をならべられてもうちの籍へ私生兒として入れる事は出来ませんよ、え、もうこの子は大事な／＼子なんですからね。植村の家へ正式に入れて貰ふ子なのですから……だからそれまであづかつてください」と幾度となく云ふのです。

そして、入籍の手續や、一時私生兒として届けておいて、それから庶子になる方法も知らせました。がどうしても無籍のままであづけてくれといふのです色々警視廳の方とも相談し、その外學校關係からも調べて、問題を早く決しやうとしました。

併し、植村が上京した時には、今度は、おとりさんの方が行衛をくられました。そして植村が休暇で歸國した頃になると出沒して方々金をもらつて歩くのです。

裸になつて、例の證文を腹巻から出して見せたり、昔の教員免許状を出したり、植村がみづえに出した戀文を見せたりして。

狂氣の如くして正氣、正氣の如くして狂氣のさりさんは、植村が上京して以來全然行衛がわからな

い。

處置半ばにして、消えさつたおとりさんは今どこをさすらつてゐるのか。

母には死別し、狂える祖母の背に微笑んでゐる天使なる男の子は、未だ名もつけられず、生れながらの流浪を餘儀なくされてゐるのであらう。

おとりさんはいふ「この子は大事な子です」と、しかし、この子自身のために大事なのか、或は又、おとりさんが生きて行く上に生活の手續として大事なのか？

天使なる子は時としてその環境の犠牲となる。



579  
365



